

初期金沢城の造営体制と割普請

木 越 隆 三

はじめに

日本の城郭史研究の足跡を振り返ると、織豊城郭に関心が集中し、中世城郭から織豊城郭がどのように誕生したのか、その形成史に関し優れた成果が多数蓄積されている。しかし、徳川幕府が成立したあと、一国一城令・武家諸法度が発令され大名に対する城郭統制が強まった元和・寛永以後の城郭史については冷淡な扱いで済まされた感がつよい。しかし、近世城郭は幕府の統制や大名側の自制の中にあっても、幕藩領主の進める家中支配や民政・文治の拠点として役割を果たしており、幕藩領主政治の中核空間として注目を浴び、それに応じた空間演出がなされた⁽¹⁾。

慶応4年の倒幕と明治4年の廃藩のあと、明治国家は多くの近世城郭を軍用地として活用することもあったが、そこが不平士族反乱の拠点になることも恐れ早急に破壊や転用を進め、一部の城郭のみ歴史文化的価値を認め旧状を存続させた。それゆえ大局的にみれば、近世城郭は城郭の大きな歴史の中では、衰退期もしくは終末期と認識せざるを得ず、明治6年の廃城令は幕藩領主の政治シンボルの死滅を意味していた。つまり、近世城郭のもつ軍事拠点としての性質は、明治の近代軍制に継承されることはなかった。近代陸軍の駐屯地として旧城跡が利用されることがあっても、城跡の縄張破壊、旧城建物の撤去・破壊を前提とした利用であった⁽²⁾。

近世城郭は織豊城郭で幕開けしたのであるから、織豊城郭つまり高石垣の上に天守・櫓を擁する絢爛・豪華な城郭建築であっても、城郭の歴史からみて衰微の始まりを告げるもので、その兆を内包するということもできる。近世封建領主権力の造形の極致ともいうべき織豊城郭のその内部に、すでに衰退の兆しが内包されていたとすれば、それは何なのか、その意味を読み解くことはすこぶる興味深い作業といえる。それは近世幕藩領主の政治が、織豊城郭に象徴される特異な建築造形を伴ったことの意味を問うこと、あるいは封建権力の政治パフォーマンスの背後にあるものを解き明かすことにもつながる。しかし、そうした深淵な議論にゆく前に、近世城郭の果たした政治史的意義を広い視野から考える必要がある。

本論は織豊期から徳川初期の金沢城の造営体制を、城郭の政治史的意義を探る一環として解明することを目的としている。その際、対象を初期金沢城と限定したが、初期金沢城は天正8年から寛永8年大火までとするのが通例である。しかし、佐久間盛政時代（天正8～11年）の築城史料は極めて乏しいので、前田利家が城主となった天正11年から寛永8年大火後の城普請実施期（寛永8～15年）までを対象としたい。それはまさに前田利家・利長・利常の治世にあたり、幕藩体制下で一番大名と呼ばれた加賀前田家が、近世的政治秩序形成期にその地位を確固たるものとしていった過程でもあった。それゆえ近世大名加賀前田家の政治支配の確立過程と関連させ、その造営体制を解明したい。これが本論でとくに強調したい初期金沢城研究の視点であり方法論である。

城造営を政治史として考察するにあたり、まず取り組むべき課題として、領民や家臣団を造営体制にどのように編成したのか、領民と家臣の動員を支えた論理を明らかにし、それが領国支配の展開に伴いどう変化したか明確にすることをあげたい。次に 築城実態を直截に示す文献史料が少ないという史料残存実態を考慮し、城各部の使われ方（役割・機能）を検証し、それを根拠にどういう施設が存在したか類推する考察手法を積極的に用い、それに磨きをかけることもあげたい。また 幕藩権力の権威シンボルとなる豪壮な城郭を速やかに造営するには、工程・工期・工区について綿密な計画

と組織作りが不可欠であり、それらを円滑に指揮し稼働させる指導部が必要である。そのような組織的普請体制を、これまでの城郭史では「割普請」と簡単に呼んできたが、その実態は十分具体的に示されていない。徳川期大坂城再築普請や寛永期の江戸城外堀普請など、幕府の公議普請を対象に最近かなり具体的な姿が示されるようになってはいるが⁽³⁾、大名居城での割普請の実態となると、等閑に付されているといってよい。近世初頭の大名城郭の普請場での割普請の体制が、公議普請の際のベースになったと推定できるので、大名居城での割普請と公議普請におけるそれを相互に比較検証するという視点をもって、この難問に迫りたい。この3つの課題を念頭に初期金沢城の造営体制の解明に邁進したい。

1章 天守と高石垣の造営

(1)天正期の金沢城の姿

文禄元年以前の初期金沢城がどのような施設を備えた城郭であったか、これまで、その姿を確実な史料で論ずるのが難しい状態にあったが、平成9年からの金沢城跡の発掘調査をもとに、城地の旧地形復元から初期金沢城の縄張を推定するなど新たな考古学的知見が示され⁽⁴⁾、また文献史料でも発見があり、いくつか検討の手がかりを得ることができるようになった。近年のこうした研究動向をもとに、天正・文禄期の金沢城の縄張・景観等を探りながら造営体制に検討を加えたい。

初期金沢城の天守については、見瀬和雄氏が天正14年6月7日付前田利家朱印状（高島屋伝右衛門・横地藤介宛）にみえる「去年買い置いた鉄を日記の通り廻漕してほしい、天守を建てるので必要になった」という文言に注目し、これを金沢城の天守建造に関わる出来事と推定、次いで瀬戸薫氏は「北信愛覚書」という旧記について綿密な考証を展開し、金沢城本丸に関する理解は深まった⁽⁵⁾。とくに、天正15年4月に利家自ら南部家の重臣であった北信愛を「天守のくりん（最上階）」で饗応した史実について、瀬戸氏が肯定的判断を下したことは、初期金沢城の本丸周辺の縄張・景観を推認する上で大きな後押しとなった。その結果、初期金沢城の天守は天正14年6月以後に建設され天正15年4月までに竣工したことは、かなり確度の高い史実となり、多くの通史等で採用されるにいたった。また本丸天守が慶長7年10月末に雷火で焼失したことを明確に示唆する古文書（秀忠書状）が新たに発見され⁽⁶⁾、天守の廃絶に関する知見もより確実なものになった。

上記「北信愛覚書」から金沢城本丸に遅くても天正15年初頭から天守が聳え立ち、その周辺に利家の御殿や彼の家族の屋敷、それに客殿・庭園が配置されていたことは確実であろう。この本丸御殿の内部に「御座ノ間」「御広間」「勝手の間」など用途別に呼び名が異なる多くの「御座敷」があり、「能舞台」「御数寄屋」「露地」「飛び石」「手水鉢」がその周辺に配置されていたことが窺えるからである。また城の隣接地に「桜之馬場」があり、その上部に「御茶屋」もあり馬の調教を見学できた。利家自慢の茶道具や名物を収納する部屋やそれを閲覧する場もあったから、寛永8年に創建された二の丸御殿にも比肩する部屋構成であったといえる。本丸天守に隣接した本丸御殿と関連施設の充実ぶりは、同時期の織豊取立大名に匹敵するものとみてよい。とくに天正14年3月の上洛のとき利家は従四位下左権少将に任官、秀吉から筑前守の受領号を得たことで、豊臣家臣団の中で格別の地位を確保し、天正18年の参議（清華成）、文禄3年の権中納言昇進の足掛かりとなった⁽⁷⁾。このことは金沢城の姿にも反映したと考えるとよからう。天正14年後半に天守造営をすすめた背景として、秀吉の関白就任を契機に従四位下少将兼筑前守という官位を得たことの影響を考慮してみたい⁽⁸⁾。

天守創建という事実およびその使われ方を手がかりに、本丸の姿を大胆に推測してみたが、本丸に天守が建設されたのであれば、天守台石垣も同時に建設されたとみて何ら問題はない。その周辺に一

定の高さの石垣が造営されたことも十分想定できる。しかし、これまでの金沢城の石垣調査（遺構外観の観察および部分的発掘調査）の限りでは文禄以前すなわち天正期に比定できる石垣遺構について、「明確な遺構は確認されない」と手堅い判断にとどめている⁽⁹⁾。文禄以前の様相をもつ石垣はあるが、積極的に天正石垣と断定する考古学的証拠が乏しいからである⁽¹⁰⁾。しかし、天守・本丸御殿、庭園、数寄屋などで行われた北信愛に対する饗応の様子から、金沢城本丸の政治空間は華やかな儀礼空間として整備されたことは間違いない。

ところで初期金沢城の様相を記述した、比較的信頼のおける旧記として、これまで「三壺聞書」巻7に載せる「金沢御城御造営の事」が日置謙著『石川県史』はじめ多くの通史で利用されてきた⁽¹¹⁾。とくに文禄元年の本丸高石垣造営に関しては、金沢城調査研究所からの各種の報告書・解説書・パンフレットでも「三壺聞書」のこの記事を重要な根拠史料として利用している。

その「三壺聞書」が語る文禄元年以前の金沢城は、「佐久間玄蕃暫く居城し、かきあげて城の形になし、夫より御取立て山城に成らる。惣構・一二の曲輪・本丸の廻り堤をほりけり」という簡潔なもので、そのあと文禄元年の本丸高石垣の記述にうつるが、ここでは天守建設や天守の存在に全く触れていない。「三壺聞書」巻10は周知の慶長7年の天守焼失を慶長10年の利長の富山城隠居時の出来事として記述するが、天守創建や天正期の天守景観に一切触れていない。「十一月晦日宇賀神の宵」に天守に落雷があり、大台所・本丸御新宅一字が焼失したと述べ、二・三の丸、新丸、堂形に侍屋敷、重臣屋敷が配置されていたと記すが、これは慶長7年10月晦日の出来事とみるのが妥当である⁽¹²⁾。

「三壺聞書」の天守焼失年月の誤認を正せば、慶長7年までの本丸に大台所・新宅等の建物があったことや城内二・三の丸・新丸が有力家臣の屋敷地であったことは肯定できる。新宅等は慶長4年に金沢城主となった2代利長とその家族のための住居であろう。また新丸に家臣屋敷が寛永～万治期に存在したことを裏付ける史料もある⁽¹³⁾。ただし「三壺聞書」に記載された内容は、上述のように事実誤認や誤解を含むので鵜呑みにする態度は慎み、より信頼のおける別史料で裏付けを取るなど文献批判の努力を絶えず心がけなければならない。

(2)大名による普請労働力の編成

賤ヶ岳合戦の後、前田利家は柴田方から秀吉方に寝返り、越前北庄城を發し小松・宮腰を経て、天正11年4月27日金沢城に入った⁽¹⁴⁾。その後金沢城に入城した秀吉が行った「国割」によって、利家に北加賀2郡が加増され金沢城主となった。その後の前田家による金沢城の造営において、どのような労働力動員があったかここでみたい。

金沢城造営の人足徴発に関し、まず注目されるのは天正12年2月5日付の利家印判状写⁽¹⁵⁾である。この印判状は「石川郡所々百姓中」を対象に「当城普請について、両郡人夫申し付け候。誰の知行分に候とも、家有次第五日宛出すべく候。もし延引の在所へは催促を遣わすべく候」と利家から家持百姓を対象に、金沢城造営に従事する人足提供を命じたものである。小牧・長久手戦が始まった3月の直前に金沢城造営に着手したことを示す重要な史料である。

利家は前年5月に金沢城主となったばかりだが9・10月には所用で大坂に滞在し⁽¹⁶⁾、帰国したのは年末か年明け早々で、その頃ようやく城普請に本格的に取り掛かったのであろう。給人知行地であろうと大名直轄地であろうと家別平均に城普請夫役を負担させたことがわかる。利家は天正10年以来、穴水城・七尾城・気多社諸堂・京都屋敷などの造営にあたり領民を「その在所家なみに、百姓有次第鋤を持たせ」「国中家並の奉加」という督促文言で村請夫役を徴発したが、この段階の利家の夫役徴発の原則は一国平均の家並役（百姓の土地・石高ではなく家単位の課税）で動員しており（拙著2008の3章・表1）、金沢城普請でも同様の夫役賦課がなされたといえる。家1軒当たり5日という課税

率から、その村の家数に5を掛けた人数がその村の負担夫役惣数と考えられる。石川郡の賦課対象家数が3000ならば、のべ1万5千人の夫役が石川郡から動員されたこととなる。寛永～万治期の石川・河北2郡の家高数5千というのが大まかな基準数であったから⁽¹⁷⁾、両郡からのべ2万5千人の金沢城普請人足が出役したと推定できる。春の農繁期前の50日間、人足1人が村請夫役として継続的に金沢城普請に従事したと仮定すれば、500人が毎日城の普請場に出役していたことになる。

近世初頭の城普請労働力の主体は、家中の足輕・小者（知行取家臣が負担する普請役にもとづき出夫する奉公人）、村請夫役（一国平均役）、日用（日雇）、の3つに大きく区分できる。上記の石川郡の家別5日の人足徴発は村請夫役に該当し、村請の公儀普請役の一種であった（拙著2008）。天正12年の城普請は、大名前田氏にとって佐久間時代の金沢城の縄張を変更する大掛かりな城普請であったと推定できるので、家中の足輕・小者、日用だけでなく、村請夫役までも催促し徴発したのであろう。天正12年の城普請のあと天正14年の天守造営、そして周知の文禄元年の本丸高石垣普請と大きな城普請が続くが、城普請労働力のうち、戦場の雑兵・傭兵としても活躍する存在で、天正10年代は各地に様々な戦場があったから、その確保に苦労はなかった。普請場は戦場より危険の少ない働き口なので商人を介し各地から集まった。問題は家臣団の普請役負担に関わるのである。文禄期までの前田権力が家臣に普請役を課す体制をどこまで整備していたか不明であるが、普請役負担は間違いなくあったとみるべきであろう。

文禄3年6月15日付前田利家印判状写（三輪・大井宛）によれば、利家の家臣4人（木村作右衛門・今村藤二郎・真柄助三郎・中川三四郎）が、今度の伏見御普請に「無沙汰仕る」につき知行召し放ち（改易）となった⁽¹⁸⁾。彼らは能登に知行を持つ中小給人とみられるが、前田家中のつとめである普請役負担において、所定の夫役を伏見に送り出していないという過失があったため処断されたのではない。であれば利家が天正以来家中に普請役を負担させていたことの証拠となる。

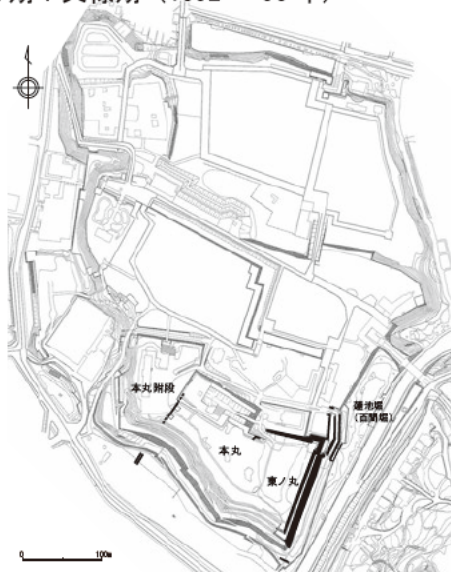
普請場に動員された労働力は単純な力役に従事する人足のほか、大工・木挽・瓦葺き・石工など多様な職人集団もいた。利家は天正15年7月に穴太源介という越前出身の穴太を召し抱え、100俵の知行を与えた。源介の由緒によれば当初、秀吉の大坂城造営に加賀から出役したと記すが、金沢城の天守台石垣の築造にも参画したことが当然想定できる⁽¹⁹⁾。この知行宛行状は近世大名が石垣職人を召抱えた最古例として周知の文書であるが、日付が天守完成後であるのは天守竣工後に功勞として知行を与えたためと推察される。大坂城で最新の石積み技能を身につけ帰国したことも推定できる。

城郭石垣は単なる土留め擁壁でなく、その上に土塀・櫓・門を乗せ建物と一体となった造形を行い、雄大さ・豪壮さを演出する政治シンボルの役割を担っていた。それゆえ初期城郭の石垣建設地点は本丸や大手門など城の権威を高める枢要部に限られていた。城郭石垣がその効用を最も発揮するのは、城内で最も晴れがましく目立つ場所であり、天守や櫓が建ち並び、それらを繋ぐ長屋・多聞・塀が軒を連ねる本丸周辺や大手門から石垣化が進んだ（宮武正登1996・1998）。

図Aは金沢城跡において、石垣が残存する壁面位置を時期別に図示したもので、見た通り本丸・東丸周辺に文禄・慶長期の石垣が集中、大手門からの大手筋の要所をなす城門付近で大型の石垣遺構が現存する。5期寛文期になると玉泉院丸付近で特徴ある切石積や割石積に改修されたが、寛文以後の5・6・7期は当初の石垣を積み直すなど修築したケースが多い。

金沢城内に現存する最古の石垣は本丸東面石垣（辰巳櫓～丑寅櫓間）であるが、その石材の大半は戸室石の自然石が多数を占め割石の含有率は低い。隅角の算木積みはまだ完成されておらず、勾配の緩い「野面積み」であった。これらは金沢城石垣編年の1期とされ造営時期は文禄期に比定される（北野2001・滝川2013）。この石垣を文禄元年に比定した主たる理由は「三壺聞書」の記述である。「三壺聞

1期：文禄期（1592～96年）



2期：慶長期（1596～1615年）



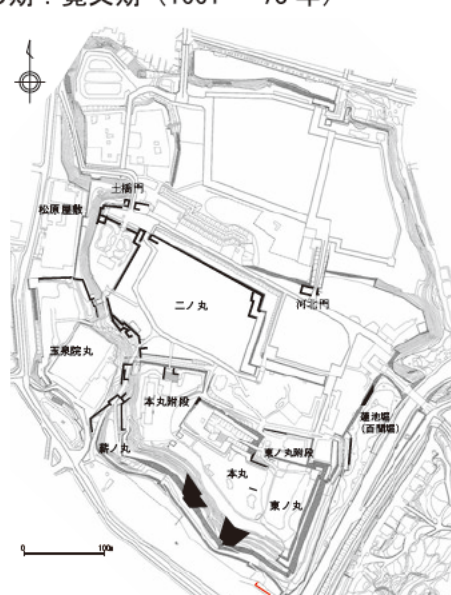
3期：元和期（1615～24年）



4期：寛永期（1624～44年）



5期：寛文期（1661～73年）



6・7期：江戸後期（18～19世紀前半）



図A 時期別石垣普請の位置図（富田和気氏作成）

書」は元禄年間に編纂され、著者である宰領足輕山田四郎右衛門の在世中から前田家三代の記録として高い評価を受け、江戸後期にかけ多くの史書等に引用されてきた。しかし、「三壺聞書」の伝本比較を行うと、若干ではあるが文言等に相違があり、より原本に近い森田本（14巻本）をもとに検討するのが最善策だと私は考えている（拙稿2014）。というのは、「三壺聞書」巻7「金沢御城御造営の事」を理解するにあたり根幹に関わる誤写等が日置本（22巻本：刊本）の中に見つかったからで、その点を正したうえで文禄元年の本丸高石垣建設の意義を考えたい。まず日置校訂の活字本で「金沢御城御造営の事」を示すが、下線の3ヵ所が重要な誤記箇所である。

* 文禄元年三月下旬、利家公金沢御発駕、京都へ御着あり。肥前守利長公へ仰渡され、金沢の城を石垣に成さるべき旨御意を請けさせ給ひ、御指図等ありける故、小奉行共役人、郡の夫人足に触れさせ給ひ、戸室山より石を切出させ給ひけり。（中略）

* さて石垣をつき立てさせ給ふに、東の方両度まで崩れ入り、幾千人の費となり、利長公も難義に思し召しけるに、上方へ相聞えければ、利家公篠原出羽を召して、委細に仰せ渡さる。早々金沢へ罷り下り、石垣つかせ申すべき旨利長公へも仰せ進ぜらる。利長公、其の義ならば出羽奉行の通りつかせ候へとて、守山に御帰城あり。

* 出羽承りて石垣八歩ばかりつき、少し縁を付け立て成就しければ、利長公もっての外なる御腹立にて、高石垣に段を致したる事沙汰の限りと仰されけれども、出来の上は是非に及ばず、御堪忍をぞ成されけり。（後略）

冒頭の文禄元年三月は二月が史実としては妥当であり、森田本は「二月」とする。転写の過程で三月に変化したのであろう。しかし、これは大きなミスではない。森田本と最も重要な異同は、「御指図等ありける故」と記した箇所、森田本は「御指図等を御目系懸け、他を加州へ御持参あり」の文言のあと「小奉行共役人、郡の夫人足に」につなげている。日置本はその部分に一部脱落があるため、「御指図等ありける故」は「利家からの命令・指示があったから」という解釈しかできない。しかし、森田本によれば、「御指図等」は利家からの指示や命令でなく、石垣普請に係る設計図面としての指図の意味になる。金沢城の留守を預かった利長から、京都の利家の所に「御指図等」が届き、それを利家の御目にかけ、設計図面をもとに石垣普請の仕上がりについて相談し、確定した図面以外を利長側が加州へ持ち帰ったと解釈できる。ここから、金沢城主である利家自身、本丸の高石垣について意匠や姿について明確な計画イメージをもっており、利長に図面を用いて周知させたことがわかる。文禄元年の高石垣造営は、利家の主体性が発揮された石垣であって、決して利長や篠原出羽の独断で建設されたものではなかった。

三つ目の下線部「出羽奉行」は森田本では「出羽奉り」であった。森田本の読みで解釈すると、篠原出羽は京都から利家の命をうけ金沢城の石垣を築きにきたと利長に進言、そこで利長は「出羽が利家から奉った通りに築造すればよい」と述べ守山城に帰ったと解釈できる。そのあと、小段の付いた本丸東面の高石垣（現存する城内最古の石垣遺構）を見て利長は立腹するが、その理由は篠原による独断的な設計変更に腹を立てたわけではない。父利家の意向でなされた設計変更にあきれて腹を立てたという逸話となる。日置本に従うと、篠原出羽配下の奉行の指示通り造営すればよいと利長は判断し帰国したと解釈されるので、利家の主体性が薄れ、高石垣上部に小段を付けたのは篠原出羽守の独断であり、篠原出羽と利長は石垣作りの考え方が異なると誤解させる表現であった。日置本に生じた転写ミス（誤写・脱落）は、このように文禄元年の本丸高石垣の造営体制を考える上で黙止しがたい誤解を誘引するものであったことが以上から明らかであろう。

とはいえ、森田本によって日置本の不備を正したからといって、「三壺聞書」の記事の史料価値が即座に向上するわけではない。「三壺聞書」成立当初（元禄年間）の記述に近づいたというに過ぎず、「三壺聞書」原本の記述に即し、その史料価値を吟味するスタート地点に立ったまでである。

森田本に拠れば、金沢城造営の最高責任者は利家であり、責任者にふさわしい行動をとったことが具体的に確認できる。石垣工事を託された利長や篠原は、金沢城主であり施主である利家の意向を請け石垣普請の惣奉行をつとめたのであり、利家から図面等で周到な指示を受け、利家好みの高石垣を建設したものである。利家から利長や篠原に丸投げされた普請ではなかった。したがって、初期金沢城の城取、縄張・石垣意匠など基本設計は城主である利家の強い意志と彼の城郭観に基づいて建設されたとみなければならない⁽²⁰⁾。こうした理解は日置刊本からスムーズに出てこないものであり、今後出来るだけ森田本に依拠するようにすべきと考える。また森田本の記述は、何を根拠に記されたか解明することも、今後の大きな課題である。

上記から文禄元年の本丸高石垣建設は利家の発案・計画の下、嫡子利長および重臣篠原出羽が普請惣奉行となり遂行されたことが展望できたが、普請惣奉行の下で「小奉行ども・役人・郡の夫人足等」が動員され、戸室石切丁場からの石引作業や城内での石積み作業の手伝人足として使役されたのであろう。小奉行どもの指揮下に置かれた「郡の夫人足等」は前記の村請夫役に該当し、「役人」は「家中役人」とも書かれる家中奉公人で、役小者・武家奉公人のことである。おそらく日用も多数雇用されたと推定されるが、「三壺聞書」はそこまで言及していない。

文禄3年10月、建設中の伏見城（指月）本丸の後方「船入櫓」下で、宇治川の川堰を設置するよう太閤秀吉から利家・利長父子に命ぜられた。この公儀普請にあたり、加賀・能登・越中三ヶ国から3500人の人足（村請夫役）が動員され、長連龍が普請惣奉行をつとめた。「三壺聞書」は述べる⁽²¹⁾。「三壺聞書」によれば、宇治川を堰き止めるため数万の土俵を川中に投入したが、その際利家自身、作業場に出て家来と一緒に土俵を担いだ逸話を載せる。大名が作業場の陣頭に立ったのは人足たちを鼓舞する演出であるが、大将の器量として称賛されている。この逸話で注目したいのは、普請現場が利長丁場と利家丁場に区別されており、水勢を押さえるヤマ場で、利家の小姓衆が人足どもに下知し利長丁場で用意した土俵を投げ入れさせたところ、利長家臣の岡嶋備中・梶川長助裁許の土俵であったから人足たちを杖で追い払った。これを目撃した利家は「かような時節に、何の隔てあるべきか」と怒り機嫌を損じたという。この逸話から、宇治川普請の担当丁場と普請組織が、利家分と利長分で明確に区分されていたことがわかり、利家担当丁場は長家が一手に引き受け、これに利家直属の小姓組藩士が加わり、人足に土俵投入の指示を出したことがわかる。つまり、利家の宇治での川除普請の組織は、普請惣奉行である長連龍（3万石）を中心に編成された普請組織（長家の家来たちが普請の陣頭指揮ふるう）のほかに、利家直属家臣が裁許する組織（小姓組・馬廻組が藩直属の小者や日用を使役）の二本立てになっていたことが窺える。それぞれの普請組織内部ではさらに小さな工事担当の班編成があったのであろう。

利長担当丁場でも同様で、岡嶋備中などの利長の有力家臣（人持クラス）が主体になった普請組織と利長直営の普請組織に分かれていたことが想定でき、利家・利長の担当した川除普請の丁場は、大きく4つの分担丁場に組織化され、その内部において更なる分担システムが組み込まれたのであろう。

これが文禄3年段階の前田家の割普請の姿であり、文禄元年の本丸高石垣、天正14年の本丸天守台等の普請、天正12年の最初の大規模普請などでも、こうした割普請体制がとられたと想定できるのである。

2章 慶長期の造営体制

(1) 慶長期における城の石垣化

日置謙著『石川県史・二編』（2章9節）の初期金沢城の記述で重点が置かれているのは、金沢御堂

時代の残存建物の再利用と屋根裏で発見され西末寺（浄土真宗本願寺派金沢別院）に預けられた木造阿弥陀仏の逸話および初期の大手口に関する記述である。しかし、いずれも典拠は『越登賀三州志』⁽²²⁾などの二次史料であり、史実の信頼度に課題を残す。ただ初期金沢城を構成する建物群の一部に金沢御堂時代の建物が解体移築・部材利用というかたちで利用された可能性は認めてよいと思う。ということは天正8年4月に柴田勝家・佐久間盛政が主力となり奪い取った金沢御堂は、戦火にまみれ、関連建物が全焼したわけではなかったということである⁽²³⁾。

また初期金沢城の大手はどこに置かれたかという問題は、初期の金沢城の縄張を考えると重要な問題であるが、『越登賀三州志』に依拠した『石川県史』が、独自の潤色を施し大手変更を解説し、明治中期に示されていた森田平次『金沢古蹟志』⁽²⁴⁾による独特の『越登賀三州志』解釈に言及していないので、大手門変更に関する従来説の理解に混乱や誤解が起きている。そこで大手変更に関する旧説の問題点を整理しておきたい。

まず『越登賀三州志』では、天正8年に金沢坊を攻略した佐久間盛政は城の東方に堀を掘り「西町口を正門とし、御山を尾山と改めて居城とす」と述べ、天正11年の賤ヶ岳合戦のあと金沢城主となった前田利家は、高山南坊に縄張りをさせ尾山城の正門を「改めて小坂口＜今の河北門＞を正門となししより、世々相承けて動くことなし」とする。一方で新丸について、この曲輪は「慶長四年の新築ゆゑ、新丸の号あるなるべし」と述べる。この説明に2つ問題がある。1つは高山右近が前田家の客将となるのは天正16年秋以後のことで、大手変更が高山の縄張りによるところなら天正16年以後の出来事にしなければならない。もう1つは、小坂口への大手変更を、江戸期の西町口門から尾坂門への変更と理解すると、天正11年の尾坂門への大手変更と、慶長4年の新丸建設が矛盾をきたす点である。天正11年に尾坂門のある新丸はまだ造成されていなかったからである。しかし、『越登賀三州志』の「小坂口」の下に＜今の河北門＞という割註があるので、富田景周は天正11年の大手変更を、西町口から河北門へ変更したと主張したのであり、そう理解しなければならない。森田平次はこの点に気付き、西町口門から三ノ丸正門の河北門に大手が変更されたのち、慶長4年の新丸造成のあと高山右近の助言で尾坂門に大手が変化したと論ずる。この森田による大手変更3段階説は分かり易い。

しかし、『越登賀三州志』『石川県史』のような簡潔な説明で済ますと誤解が生じやすい。西町口門は寛永以後の新丸に存在し現在は黒門という通称をもつから、佐久間がそこに正門を置いたと説明すれば、新丸付近に大手があったと誤解をうけやすい。新丸が出来る前は西町口門も存在せず、初期の大手を西町口と呼んだことも含めて未確認の史実なので、説明文言は慎重にすべきであった。佐久間時代の大手は「現在の北の丸付近に大手があった」というおぼろげな説明が妥当であり、前田利家は天正11年に三ノ丸の河北門を大手とし、新丸が造成された慶長4・5年に新丸尾坂門に変更したと述べれば誤解はなかった。『越登賀三州志』『金沢古蹟志』に示された旧説は上記のごとく理解すればよいが、高山右近による天正11年の縄張り変更という説明の不備を正そうとした『石川県史』は、河北門への大手変更を天正11年でなく、右近が来仕した天正16年以後文禄元年までの出来事として語る。しかし、それほど高山右近と大手変更を結び付ける必要があるのか疑問である。文禄元年以前の右近に城の縄張り変更を助言するほどの影響力があったかは疑問が残る⁽²⁵⁾、利家死後、利長政権のもとでなされた新丸造成時の大手変更の際に右近が関与したと解する森田平次の指摘のほうが妥当であろう。森田平次のこの理解は、慶長4・5年になされた惣構建設にリンクさせたものであり、近年行われた新丸および新丸周辺での発掘調査所見⁽²⁶⁾とも矛盾がない。現時点で大手変更に関する最も合理的な所見は『金沢古蹟志』の見解であろう。

前田利家が慶長4年閏3月大坂で死去したが、そのあと2代利長が、豊臣家の大老、豊臣秀頼の傳

役という重責を利家から引き継いだ。しかし、周知の通り徳川家康の計略に嵌り、「加賀征伐」の恫喝を受け母芳春院を人質に取られ、徳川家への服従を余儀なくされた。こうした御家存亡の危機に晒された慶長4・5年こそが、新丸を造成し大手も変更、二重の惣構で金沢城下の防御を固める必要に迫られた時期であった。その後利長は徳川家への服属と融和が受容されるに至ったので、関ヶ原合戦直前に徳川方として大聖寺城を攻め落とし越前に進軍した。その軍功は家康から認められ、関ヶ原戦後、利長は南加賀二郡を獲得し、加賀・能登・越中3ヵ国119万石を治める有力大名へと台頭し、のちに2代将軍となる秀忠の二女珠を3代藩主利常のもとに迎えることもできた。

関ヶ原以後、金沢城主として君臨した利長は、城内枢要部の石垣化を急いだ。現在確認される金沢城2期石垣の遺構（慶長前半は2a期、後半は2b期とされる）の多くは、利長の命をうけ造営されたものとみてよい。金沢城石垣の99%は城の東10[°]に位置する戸室山付近で採れる戸室石を使用しており、この金沢城の採石地を「戸室石切丁場」と呼んでいる。その分布範囲は660^坪、採石跡はおよそ1300地点におよぶ。10年余にわたる分布調査・確認調査・絵図文献調査等によって、近世初頭から近代にかけて稼働域がどう変遷したか、およその動向が確認された。4つに分類された採石域のうち金沢城に近い西麓部から次第に北麓や東南部へ採石地が移動し、拡充されたことが判明した（「戸室石切丁場確認調査報告書」・）。

初期の戸室石切丁場（西麓部）の中心と目される中山村に、慶長7年12月、18年10月に高札が掲げられた⁽²⁷⁾。高札の内容は、採石のため戸室石切丁場に動員された人足・夫役人が、地元の山林を伐り荒らし田畠作毛を踏みつけ強奪すること、百姓等へ非分を働き無理やり宿を取るなどを厳禁したもので、相当数の人足が戸室山域の村々で石切や石引作業に従事し、村方の農業や山仕事に多大の混乱を与えたことがわかる。それゆえ、これらの高札は城内での石垣普請の実施を裏付ける重要史料といえる（木越2013b）。慶長7年高札が出された直前の10月晦日、本丸天守に落雷があり天守火災は弾薬庫に類焼し大爆発を誘発し本丸周辺建物に大きな被害がでた。この被災に伴う石垣修理および石垣普請の拡充があったから、戸室での採石拡充が急務となり高札下付に至ったと考えられる。慶長8年に本丸三階櫓台や本丸南面石垣等の造営があり、その石材は戸室石切丁場に発注され、多数の人足が山中に入り込み採石と石材運搬は最盛期を迎えたのである。慶長8年春からの造営になる石垣遺構が今も2期石垣として残る。

慶長18年10月高札から、慶長19年にかけて城内石垣の修築・新造がなされ、再び石材切出・搬送のピークを迎えたとみられる。しかし、慶長19年の前田家は、越後高田城の公議普請に村・町から「千人夫」を徴発していた。高岡城の隠居利長の病状は重く、この段階の金沢城石垣普請は3代利常の意志で主導されたとみてよい。この時採石された石材はどこで使用されたのであろうか。これまでは金沢城石垣2b期（尾坂門の鏡積、河北門北面石垣等）の石垣遺構が該当するとされ、慶長15年の名古屋城公儀普請で前田家が分担した石垣遺構との類似性が指摘されている（滝川2013等）。しかし、慶長18年の高札は、元和以後の石垣建設に供された石材生産に関係することも視野にいれたい。というのは、城内に元和期の石垣遺構（3期）が多数あり、石垣普請の計画が明確で石材規格がきちんと示されておれば、数年前から石切作業を進めることは十分可能であったからである。近世初頭の石垣技術の発展テンポの速さを念頭に、大規模石垣普請を短期間で遂行するための必須条件をいえば、規格石材を大量かつ短期に提供することを挙げなければならない。元和期以後、石垣石材の規格化が急速に進むが、その前提として戸室石切丁場での石材生産の規格化の進展が不可欠で、慶長末期から恒常的に規格石材を生産する体制ができていないと、元和期からの城内石垣の早急な需要にこたえられなかったと推定する。そのような時期に出されたのが、慶長18年高札ではないかと考える。

慶長18年高札のあと、寛永9年8月にも高札が下されたが、この寛永高札は中山村でなく戸室山北麓の田嶋村に下付された。採石地が山の西麓から北部域に変化したことを示すものである（前掲「戸室報告書」）。また、寛永9年高札は、寛永8年4月の金沢城焼失にともなう、城の大規模再建と石垣改修に伴う石材切出し作業に対処するためのもので、寛永9年前後に寛永刻印石とも呼ぶべき大量の石材生産が戸室石切丁場で行われた。このように金沢城の石垣普請の動向に対応し、石切場での乱暴狼藉を取り締まる高札が出されたことは興味深い。寛永9年高札に呼応した城内での石垣普請の遺構（4期石垣）が、現在も本丸・二の丸等の随所に残る。大型の刻印がほどこされた規格石材である点に特徴があり、金沢城石垣遺構の代表的なものである。

2代利長が慶長10年（1605）に富山城に隠居したあと、前田利常領（約100万石）の領国支配を補佐し統括する執政役が確立した。その前後から利長政権の重臣層が裁許状や連署状を発給していたが、特定の三年寄が「金沢年寄中」として連署状を継続して発給した点が注目され、藩主印判状や藩主判物に代わる役割を果たした意義は大きい。その頃から利長が自らの政権を「公儀」と称し始めたことと合わせ、大名前田家による藩体制形成の重要な画期であった（原昭午1981）。

加賀前田領で「普請奉行」の名称が使われる最初は、文禄期の「所口普請」に関し指示を与えた10月18日付利家印判状写⁽²⁸⁾であろう。それと同じ頃の正月11日付の利家印判状写は文禄4年以後に比定されるが、宛名の片山内膳（延高）・村井豊後（長頼）は所口惣構普請の普請惣奉行と推定され、この両名のうち片山に惣構縄張が指示され普請仕様の見図りや監督が職責とされた。「開作前に國中惣夫を以、五日やとい候てほらせ可申」との命は両名に下された⁽²⁹⁾。次いで慶長12年5月3日に発せられた駿府城公儀普請にかかる普請場法度⁽³⁰⁾から、普請奉行の職掌が具体的にわかるので、ここで慶長期の普請奉行の性格について考えたい。

この普請場法度は駿府城公儀普請を無事遂行するため、富山城の隠居利長から「金沢年寄中并普請面々中」宛に発した17カ条の条書で、その11条目に「御普請丁場割之義は、普請奉行次第に可仕、惣様つもり以下之義は、おとな共普請奉行、能々令相談可申付事」とある。駿府城は大御所家康の居城であるだけに諸大名は細心の注意を払い、この公儀普請に参画したが、利長も「此度之御普請大事に候間」とこの法度中で指摘し、他家の武士・人足との喧嘩・口論、騒動を厳に戒める。11条目から前田家独自に普請奉行が任命されたことがわかり、駿府城で前田家が分担した普請場の「丁場割」は普請奉行の専権事項であり、「つもり以下の義」つまり人足・職人や資材の積算や支払等は「おとな共」とよく相談して命令すると定める。「おとな共」は宛名にみえる「金沢年寄中」「普請面々中」であり駿府城公儀普請に動員された人持組頭の面々であろう。彼らは割普請を担う家臣団組織の長であり、駿府城の前田丁場の重要な一角を担っていたのである。利長から特任された普請奉行と人持組頭数名が現場指揮者となって駿府城の公儀普請は果たされたといえよう。普請奉行は藩直営丁場の指揮官であり、人持組頭は人持組の家臣団で分担した割普請場を請け負い差配した。普請奉行は直営丁場の監督だけでなく、全体の丁場割や人材・資材の兵站を担当したことから、割普請を分担した「おとな共」の上にたって現場を指揮したことも間違いなからう。

駿府城の普請場法度の最後の箇条で、割普請を担う人持組頭に「御普請役之義、手前手前未進・過上之帳面封じ、筑前守（利常）・我々方（利長）江普請為奉行注進可仕候」と家臣に課された普請役の点検と報告を命ずるが、もし提供した人足数に未進・過上があれば相互に穿鑿し未進分を督促し、過上に負担した者には筑前守（利常）から褒美を下すと指示する。この箇条の「普請為奉行注進」について日置謙は「為普請奉行」と解釈すべきと注記するが⁽³¹⁾、私は普請の面々が「普請の奉行として注進」と解釈すべきと考える。もう一か所も「普請の奉行として催促」と読み下すと、普請役の点検・

報告は、割普請を担当した人持組頭個々が「普請の奉行」として利常・利長に報告すると解釈でき、「普請の面々」「おとな共」と表記された人持組頭の責務が浮かび出る。11条目の「普請奉行」の職務とは別に、割普請を担った人持組頭に「普請の奉行」として自覚を促し、各組に属する藩士の普請役の勤め方を明確に掌握することを要請した箇条と解することができる。

駿府城普請は当初畿内近国の大名・小名を中心に動員され、西国大名が動員されたのは8月15日からとされるが⁽³²⁾、前田家が5月から駿府城の二ノ丸・本丸普請に参画したことは上掲の普請場法度の存在から明確であり、6月23日付利長書状（無年記：山崎長門・青山佐渡宛）で、駿府城の公議普請に出役しなかった藩士6人を死刑または追放に処すと通達するので本丸・二ノ丸で石垣普請はすでに始まり、前田家中も普請に従事していた⁽³³⁾。しかし、本丸普請が終わり家康の引越が終わった8月に西国大名が動員され、本丸・二ノ丸以外の外郭普請が開始されたようで、この普請に前田家も参画した。それゆえ9月15日付利長書状写（無年記：長連龍・山崎長門（長徳）・高畠重定宛）で3人の重臣に「早々に御普請に取り掛かったのか教えて欲しい。明日、普請場に見参し様子を見るので組中の面々に申し伝えてほしい」と伝達しており⁽³⁴⁾、9・10月の追加普請に動員されたことも確実である。この9月の追加普請の最中、利長は富山城から駿府城におもむき、9月18日に駿府城に到着、普請場を視察し19・20日に大御所家康に謁見したあと、江戸城の秀忠のもとに向かった⁽³⁵⁾。

上述の一連の駿府城普請の動向から、前田家中のうち山崎長門（長徳）・青山佐渡（吉次：魚津城代）・長連龍・好連父子、高畠重定など歴々の重臣が駿府城に出役していたことがわかり、彼らのある者は人持組頭として割普請を受け持つ「おとな共」であり、普請の様子を利長に報告するとともに、それぞれの組所属藩士に不埒があれば厳罰を求められたことがわかった。割普請の責任者たる人持組頭の責務の大きさが窺えるのである。

このように駿府城公議普請の割普請丁場を担った人持組頭の面々は、各組所属士の普請役出役の管理につき重い責務を負わされ、普請惣奉行は普請現場で、普請役動員に責任をもつ人持組頭の助力を得て工事全体を差配したのであろう。したがって普請惣奉行はそれにふさわしい人材でなければならず、藩主の信頼篤き重臣から選ばれたのであろう。

金沢城代についていえば、元禄年間には常置の職となり、いわゆる加賀八家から登用され、恒常的な城修理業務など「城中の儀」を担当したが、貞享期までの金沢城代は臨時の職で、万石以上もしくはそれに匹敵する譜代重臣や前田一門から登用された⁽³⁶⁾。金沢城修築への関与については、文禄元年の利長のように石垣普請を任された例もあるが、留守将に託した場合もあった。恒常的な城普請専門の機関として普請会所が成立した後、城内修築は金沢城代の下で普請会所を統括する普請奉行が担当したが、初期の普請惣奉行とは若干性格が異なる。初期の普請惣奉行は、就任者個人の才覚と藩主の信任を背景に職務を遂行する出頭人または年寄クラスの重臣から登用されたが、万治以後は法度と先例をもとに、平士層から役方実務に慣れた者を登用した。寛永以前の「普請惣奉行」の識見・能力は城の意匠・姿を左右することもあったが、万治以後の普請奉行は藩政機関の一員として所定の責務を忠実に果たす官僚的存在であった（拙稿2015）。

(2)高岡城造営にみる二元的普請体制

慶長期の金沢城の城普請体制を検証するに適した史料は乏しく、すでにみた戸室石切丁場の狼藉禁止高札など数点に止まり、その実態把握は難しいが、慶長14年に利長が新たに建設した高岡城の普請については有益な文献史料がまとまって残り、かつ近年古川知明、高岡徹らの研究もあるので⁽³⁷⁾、高岡城の造営体制を通して慶長期の居城普請の様相をもう少し考えたい。

慶長14年3月17日、利長の隠居する富山城が焼失したので、利長は魚津城に避難し砺波郡関野の地

に高岡城を新築することを決断した。その際、利長が城普請の進捗について指示した24点の書状等を注意深く読むと居城建設に対する大名の熱意と意気込みがわかる。前田利長は慶長10年に隠居したとはいえ、金沢城には利常を補佐する3人の年寄を置き、富山城にあって三ヶ国の政務全般を広く統括し慶長16年頃まで本藩（利常領）に対し一定の権限を行使していた⁽³⁸⁾。したがって隠居した利長による高岡城建設は決して隠居仕事ではなく、加賀・能登・越中三ヶ国を実質的に支配していた「富山様」（前田家当主）による「公儀」普請であり、その労働力として三ヶ国の領民を対象に、家高基準で村請夫役が徴発された。その具体的な様相について、かつて「慶長14年高岡御普請の覚」という史料を使い能登国を対象に詳しく考察したが、その要点を摘記すると下記の通りであった⁽³⁹⁾。

* 三ヶ国のうち能登国から徴発された村夫役・職人等は合計2145人にのぼり、このうち1764人は十村肝煎が配下の村から所定の割合で徴発した村請・十村組請の夫役人で、残り381人は、石船水主・鍋屋・桶屋・檜物屋など郡方に居住する職人層から徴発し高岡城へ動員した村人である。こうした村方在住の職人衆は、それぞれ所属する職能集団の棟梁を介し徴発に応じたので、十村組単位の村夫役徴発においては、課税対象（家高数）から除外された。

* 能登の村・町から徴発された夫役人2145人は有償夫役であり、6月15日～9月10日まで約85日間の動員期間中、藩から飯米・扶持米が支給された。彼らは雇用労働者であるが日用と異なり、村の一員であり、村請役を委託された村の代表者でもあった。村が身元保証したので、村独自に出役人に給銀（余荷銀）を補填支給することもあった。これに対し、日用は日用頭・人宿・口入人のような商人が身元保証することはあっても、本来的に流動性の高い低廉な都市的労働力であった。しかし、その供給源は農村にあり、村請の夫役人（これを「村の日用」と呼ぶ）が都市の日用に吸収される動向もあった（拙著2008）。

* 村請夫役の動員総数は現状の史料では不明であるが、能登国からの夫役総数が1764人であったことから簡単な推測は可能である。慶長10年の前田家領国119万石の国別石高比から推算すると、慶長10年の能登国高21万6千石は119万石の18%に相当するので、1764人の負担もおおむね全体の15～20%と見込め、三ヶ国の総数は1万2千人～9千人、つまり約1万人が三ヶ国の村・町から動員されたと推定できる。

さきに城普請の労働力として3種類あげたが、外に在村の職人集団がそれぞれの職能集団の棟梁を通し城普請に動員されたことが確認できたのは新たな成果であった。これに加えると、城普請に動員された労働力は 家中役人・役小者、村請夫役、職人（大工・水主などの役動員）、日用の4種となる。このうち家中役人・役小者は、大名・給人に奉公する家来のうち力役にもっぱら使役される武家奉公人で、主人（知行取）に課された普請役を担う存在であり、城普請・割普請の主力となる労働力であった。

村請夫役については1章でいくつか例示したが、高岡城普請で注目されるのは、慶長9年に創設され慶長12年には公儀夫役徴発の制度として重要な役割を果たすようになった十村制度がフル稼働し、その徴発に大きな貢献をした点である。その結果、村・町からの村請夫役は十村組単位で国・郡平均に徴発する原則が、高岡城普請でほぼ確立し、寛永期にかけ十村制度は公儀夫役のほか郡役などの諸夫役を徴発する機関として重要な役割を果たした（拙著2008）。この村請夫役の平均負担の原則に例外もあった。高岡城普請の公議夫役徴発にあたり、鹿島郡で知行所をもつ17人の利長家臣（富山様家来）知行地は「越中給人衆江八御普請当不申候」とあり、対象となる村・町311軒分については夫役徴発免除とされていた。免除した理由は、利長家臣は独自に知行高に応じ、所定の普請役を負担し一定数の家中役人を出役させていたからと推測できる。これは万治元年の江戸天守台石垣の公議普請にあたり、石川郡の村々に所定の村請夫役を公平に課した際、「金沢御侍方へ御役人に奉公仕候村」では村請夫役賦課を免除すると指令した例と共通する（拙著2008、2章）。家臣団の所領から武家奉公人が相当数徴発された村に対し、藩は柔軟に役免除を認め、村が二重・三重の夫役負担で困窮しないよう配慮した。

これを一般に小農自立政策と呼んでいる。

この理解に従うと、高岡城の普請場は、三カ国を実質支配する利長（藩）直営の普請場と利長隠居領家臣が組単位で分担した割丁場から成っていたと想定することができる。利長の隠居領は新川郡22万石とされ、隠居城はもともと新川郡内の富山城であったが、富山城焼失後、家康から許可を得て高岡城を新設した。ところが、その新城建設地は砺波郡内つまり利常領にあった。このとき、利常領と隠居領の割り替えがなされたのか、従来の所領構成のままで対応したかは不明である。いずれにしても厳密に言えば所領の組換えが必要な砺波郡内で、隠居利長が藩主利常を憚ることなく新城を建設したと理解できるので、慶長14年段階における利長の権限の大きさが窺える。上述の通り高岡城の築城労働力が能登・加賀・越中3カ国から徴発され、利長隠居領を超えたレベルで高岡城造営の人員・資材が調達されたことから、公儀として君臨する利長権力の強さを認めることができる。他方で利長は隠居領の一領主という側面も持っており、利常領も含めた前田領全体に支配力を及ぼす公儀支配者（前田家家長として揮った広域支配権）という側面とともに、これを隠居利長の二元的支配権と呼ぶことができる。この二元的支配権は高岡城の造営体制にも影響し、公儀支配者として組織した利長（藩）直営丁場と、一隠居領主として組織した利長家臣中心の割普請丁場という二種類の普請組織が存在したのではないかと推定している。利長（藩）直営丁場では、利長直轄領だけでなく利常領からも人足や資材を動員したから丁場面積は広大であったと推定され、利長の普請奉行（利長側近の家老たち）が監督したのに対し、利長家臣の割普請丁場では、隠居利長の家臣団が組単位に工区組織を作り、所定の丁場を担当したのであろう。高岡城全体の造営は、こうした二元的な普請組織をフル活用し遂行されたのではないか。

利長（藩）直営の普請場と利長隠居領家臣団が請け負った割普請場という想定をしてみたが、三カ国から徴発された村請夫役や職人役は、優先して利長（藩）直営丁場で使われたはずで、本丸付近の石垣普請丁場は利長直営丁場であった（後掲、8月26日利長書状）。また「慶長14年高岡御普請の覚」に「公儀より被仰出候堀之御奉行衆」として辻助左衛門・井内三大夫ら12名の前田利常の家臣を掲載するが、ここでいう「公儀」は3代藩主利常と年寄衆3人を中核とする利常政権を意味する。しかし、その実権の多くは隠居利長が掌握していたから、藩主利常の名前で出された利長の指令と判断される。したがって、高岡城の堀普請は公儀奉行衆の指揮管理で造成され、そこも利長（藩）直営丁場であった。高岡城の骨格は、このように利長（藩）直営つまり隠居利長の公儀支配権を駆使し建設されたとみてよい。

幕府から関野での新城建設の許可が出たのは4月6日であるが、それ以後高岡城の普請に関する利長書状が30点余あり、うち確実に慶長14年の発給と推定できる書状が24点あったので、これらによって、上記の仮説を検証するとともに造営体制について手がかりを探したい⁽⁴⁰⁾。

慶長14年の4月22日付（神尾図書・稲垣与三右衛門宛）利長書状は、「せんのしろどりのゑづに、やしきはり（屋敷割）のさしづをつきあはせ候て、此方へもちてこし候べく候、大方此方にてみ候て、きにあはず候所候はば、だんがう可申候」と指示し、利長が城郭建設の陣頭にたち設計図の検討を行ったことがわかる点で注目される。利長は城の縄張図と城下の屋敷割図を付き合わせ、普請惣奉行らと「談合」し細かく検討したが、城の縄張計画を城下町の町割と関連させ検討した点がまず重要である。また利長は設計指示を一方的に出さず、自分の要望を出し（気に合わない箇所のみ指示し）、それを普請奉行や家老などが実現可能な姿に具体化していくという方法で設計・計画が練り上げられた点が重要である。現場の奉行や穴生・大工などの専門職を指揮したのは神尾図書（之直）・稲垣与三右衛門・松平伯耆（康定）などの利長付家老衆3人で、彼らがいわば普請惣奉行であったのだらう⁽⁴¹⁾。ほ

かに山崎長門（長徳）・青山佐渡（吉次）など利長隠居領家臣ではない有力家臣（利常の老臣）に作事の柱の調達について指示を出し、金沢城の3年寄衆連名で、高岡城作事用木材の採取に関し砺波郡十村（中条村又右衛門）に大鋸の出役を命ずることもあった。このように本藩（金沢城）の年寄衆、七尾城代（前田利好）とその配下の奉行たち、魚津城・小松城・大聖寺城に置かれた城代などがこぞって高岡城普請に参画したことが、高岡城関係史料から窺える。

高岡城建設に必要な資材（石材・木材など）と人材の調達は、上記の通り本藩・隠居領に関係なく前田家が一丸となって調達する体制がとられたが、高岡での城・城下の建設現場では、神尾図書・稲垣与三右衛門・松平伯耆など利長の家老衆が利長の意向を窺いながら慎重に進めた。しかし、利長から横山山城長知・篠原出羽一孝ら金沢城の三年寄に相談せよと指示が出れば、こうした重臣たちとも相談した。利長の意向に沿う方針が定まると、割普請の各組頭や直営丁場の奉行、職人頭等に具体的な施工指示が、神尾・松平伯耆らから下され、堀普請・石垣普請・土居普請が実行に移されたのであろう。普請惣奉行の下に作事方・資材調達・出銀管理などの実務を担当する奉行があり、職掌に精励していたにちがいない。

利長の三家老は折にふれ、作業の進捗状況を魚津城の利長に報告した。8月22日付利長書状（尊経閣文庫）では、城下町に配置する家臣屋敷について「年寄どもの屋敷は、その知行高に応じて、少しでも城際に配置する」と神尾図書に申し付け、この原則を「町かしらに申し申す者」とよく相談し説得したうえで魚津に報告に来るようにと指示する。その際、「番替わり」になっても構わないと述べた点が重要で、「この任務を関野で果たし魚津に戻り側に詰めよ」という指示と合わせて解釈すれば、神尾・稲垣・松平の三家老は、番を組み交替で魚津の利長と関野の普請場を往来していたと理解される。三家老は代わる代わる利長のもとに参上し、普請の進み具合、設計変更、意匠の細部について報告するとともに、新たな主命を現場に持ち帰ったのである。

利長は8月13日書状（尊経閣文庫）で「たたき土居の普請が思いの外出来が遅い」といい、「これ以前と比べはかもゆかざるように聞こえる」と指摘し、厳しく作業の挽回を指示する。「頭々も毎日普請場に出ているのか」といぶかり、「以前よりは普請に精も入らず候ように存ずる」と述べているので、相当苛立っている。8月3日書状でも、新丸の普請にまだ取り掛かっていないことを問題とし「新丸の出来がなければ一円むさき事」と述べ、新丸の普請を急ぐよう平夫増員を指示する。城全体の縄張りからみて、新丸は外せぬものと利長が考えていたことがわかり興味深い。この新丸は現存する高岡城縄張図の本丸・二の丸以外の曲輪であろうから、三の丸・明丸・鍛冶丸に当たるのであろう。6月16日書状（尊経閣文庫）では、書院の柱は秋田からの材木がよいとし、越中の大工に造作させることを指示し、柱の太さも「常のより太くてもよく候」と自身の好みを表明している。御殿作事について利長はしばしば注文をつけた。8月26日書状（尊経閣文庫）では、完成間近の本丸石垣が崩壊したことにふれ、「我々幸わせ悪き故候、苦しからず候」と述べる。利長の個性が出て興味深い。この石垣崩壊について「三ヶ国の者とも久々本丸の普請にかかり、ようよう此間出来の所に石垣崩れ申し候由」と述べた点は重要な証言で、高岡城本丸造営に動員された三ヶ国の村夫役や役小者にとって、久しぶりの本丸石垣普請であったという文言に注意したい。高岡城普請以前の本丸造営工事としては、慶長2・3年または慶長10年の富山城修築時もしくは文禄元年の金沢城本丸高石垣造営が候補にあがるが、慶長2・3年の富山城本丸の石垣造営に三ヶ国から村請夫役を動員した可能性は、利家在世中の守山城主であった利長の立場からみて、きわめて小さいので、この文言は文禄元年の本丸高石垣もしくは、慶長10年の富山城普請を念頭に述べた文言ではないのか。とするなら、文禄元年の金沢城本丸高石垣造営は三ヶ国の村夫役を動員した惣国普請であった可能性が高いといえよう。

3章 元和・寛永期の造営体制と割普請

(1) 普請会所の成立と割普請の衰退

慶長期の居城造営組織に関し、藩直営の普請場と家臣団主体の割普請丁場からなる「二元的な普請組織」という試案を出してみたが、ここでは元和・寛永期になると、藩直営の普請組織が普請会所という常設組織に統括され、その機能を高める一方で、家臣団を随時割普請に動員する体制が急速に衰退していくことを具体的に示したい。この主張はまだ仮説的なものに過ぎないが、別稿「金沢城の石垣技術と造営体制」（拙稿2015）につづき、以下の論述でもその論証につとめたい。

万治・寛文期（17世紀中葉）以後、多くの絵図史料に万治以後の金沢城の縄張景観が示されるが（金沢城調査研究所編2008『絵図でみる金沢城』）、寛永大火以前の初期金沢城縄張の全体像を描く信頼の置ける絵図は少なく、謎の部分が多い⁽⁴²⁾。しかし、近年の金沢城内での発掘調査や石垣の分類編年研究によって、元和6年本丸火災後の本丸・東ノ丸の縄張変更、寛永8年大火後の二の丸・三の丸での縄張変更と御殿新造によって、寛文期の絵図に描かれた金沢城の構造（縄張）が確定されたことが明らかとなった⁽⁴³⁾。新丸造成と現在の大手堀建設は慶長4・5年であるという旧説の妥当性はすでに検討したが、それらを総合すれば、寛永後半に成立した金沢城の基本構造（基本的に幕末まで継続した縄張）は、慶長4・5年の新丸建設、元和7・8年の本丸改修、寛永8・9年の二・三の丸改修という3段階の修築普請の結果成立したと総括できる。

そこで、元和7・8年の本丸改修、寛永8・9年の二・三の丸改修の造営体制について、ここで検討するが、いずれも高岡城建設のような新城建設でなく既存城郭の改修であるため、新城建設時特有の大きな普請組織を作ったのか、またその必要性があったのか、きわめて不明瞭である。

元和・寛永期、加賀藩の家臣団の所領支配権は、藩法によりその抑制と権限縮小が徐々に強まっており、いわゆる給人層の知行所支配形骸化政策が進展し、家臣は自己の知行所で彼の恣意のまま領主権を揮いにくくなっていた⁽⁴⁴⁾。それに加え、元和元年の周知の一国一城令と武家諸法度で、新城建設が禁止され、城郭修理のための作事・普請は原則、幕府への届出と許可が必須となり、居城修築に幕府が介入する時代になっていた⁽⁴⁵⁾。その結果、損壊した城を修覆するときも従来通りの姿に再建することが原則となり、拡充や新造は厳しい制限を受け、家臣団を大規模な割普請丁場に動員する必要性は低下し、その機会も激減した。労働力の面でも、家臣が個々に知行所から夫役人や武家奉公人を徴発することが難しくなっており、夫役の代銀化が本格化し日用の占めるウエイトが大きくなったのもこの時期からである（拙著2008）。このような政治状況の変化を背景に、慶長期の二元的な組織が変質したと推定したが、そうした変化を最も直截に示す出来事は普請会所の成立であろう。しかし、普請会所および普請奉行の濫觴に関して、これまで慶安年間からの普請奉行名が語られるか、万治年間に整備された普請会所法令を解説するのみで、寛永以前の普請会所および普請奉行についてほとんど言及されることがない。ただし森田平次『金沢古蹟志』が「普請会所跡」の解説において諸本を検証し、『越登賀三州志』『藩国官職通考』の説明を退け、「寛永4年侍帳」（『加賀藩初期の侍帳』石川県図書館協会 昭和17年）に載る普請奉行3人の名を初見例に掲げたのは慧眼であった。

では普請会所は一体いつ成立したのか。ただし、ここで問題にする普請会所は、万治以後の普請会所に直接つながる常設機関なので、『金沢古蹟志』が指摘する「陳善録」にみえる利家時代の普請奉行宮川与左衛門などは取らない。むしろ万治以後の普請会所の内に編成されていた「屋敷方」「穴生方」の設置に注目し、その成立時期を類推することから傍証を得たい。

表1は比較的信頼の置ける記録や古文書に記載された寛永期の普請奉行の名前リストである。表1の5種の記録・古文書等に重複して登場する別所勘右衛門・鈴木孫左衛門・松田太郎右衛門の3人は

寛永4年までに普請奉行に就任したことは間違いなかろう。この3人のほか12名の普請奉行名を表1に載せたが、寛永元年・5年の大坂城公儀普請の下奉行全員を即座に普請奉行とみなすのは早計であり、また「諸頭系譜」（加越能文庫蔵）の寛文以前の普請奉行在職期間記事はミスが多く、その年の在職を証する文書・記録という程度に理解すべきものであった。それゆえ「寛永4年侍帳」の3人の普請奉行記載の意味は大きい。ここから少なくとも寛永4年までに普請奉行をトップにもつ普請会所が設立を終えていたことは間違いなく、次の問題は普請会所設立の上限つまり設置年月の特定である。

〔表1〕 寛永期の普請奉行記載

寛永元年大坂城再築公儀普請：前田組下奉行	「寛永4年侍帳」の普請奉行	寛永5年大坂城再築公儀普請：前田組下奉行	寛永15年4月普請場定書の普請奉行	「諸頭系譜」の慶安2年以前の普請奉行
別所勘右衛門	別所勘右衛門	別所勘左衛門	別所勘右衛門	別所勘左衛門
鈴木五左衛門	鈴木孫左衛門	鈴木孫左衛門	★	鈴木孫左衛門
松田左馬允	松田太郎右衛門	松田太郎兵衛	★	松田太郎兵衛
堀 伊豆守		鳴海外記 岩田采女 坂井太左衛門 牧三郎兵衛 金子五兵衛	近藤新左衛門 坂田源兵衛 内田太左衛門	石黒覚左衛門 杉山市丞（寛永8～正保4死） 氏家内蔵允（寛永～天和元死）
典拠 「本多家文書一」表2の1・2	『加賀藩初期の侍帳』	「本多家文書一」表2の1・2	『加賀藩史料』2編	金沢市立玉川図書館蔵

そこで慶長16年9月に設置された5人の金沢屋敷奉行に注目したい。高岡在住の隠居利長所属家臣の一部が金沢に戻され利常家臣に編入された際、金沢城下の武家屋敷割替を行ったことに伴い新設された役職であるが、惣構周辺の屋敷割や道路管理も担当していた⁽⁴⁶⁾。普請会所の職務の中で城下町の武家地管理と城内石垣普請は最重要任務といえ、このうち武家地管理を担当する「屋敷方」部局の祖型が慶長16年設置の金沢屋敷奉行であった。これが普請会所の屋敷方として編成されたのは、元和期まで下るが慶長16年以前ではないので、普請会所設置は慶長16年以後といえる。また石垣普請に不可欠の専門技術者穴生の詰める部署は「穴生方」というが、普請会所に穴生方が編成された時期も、元和期と推認するのが妥当であろう。前田家における藩穴生の召抱経緯は、拙稿で詳しく述べたことがあるが、藩穴生の人数が1・2名から6名に急増したのは「寛永4年侍帳」までの時期で、坂本穴生の戸波駿河らを前田家中として招いたことが増加原因であった⁽⁴⁷⁾。元和6年からの大坂城再築公儀普請において他の西国大名に劣らぬ石垣構築の公役を果たすため増員したとみるのが妥当だろう。元和6年の大坂城第1期公儀普請終了後、前田丁場に孕みがあり幕府普請奉行から築き直しを命じられたが、これを普請惣奉行であった年寄衆（本多・横山両老）が断固跳ね付けたという逸話があり、これを裏付ける藤堂高虎の指摘もある⁽⁴⁸⁾。元和8年に、篠原家所属の後藤彦八が石垣秘伝書を持って利常直属の穴生に召し抱えられたので（「金沢城石垣構築技術史料」）、元和後半は藩御抱え穴生の急増期であった。これを背景に元和6～9年頃、穴生方・屋敷方を擁した普請会所が出来たのではないか。一方で慶長20年4月の「金沢町中役儀被仰付覚」に「町奉行兩人」の歳暮礼儀・年頭礼儀等を定めた箇条があり⁽⁴⁹⁾、これが金沢町奉行の初見とみられ、金沢町奉行と町会所は元和元年までに成立したと判断される。常設の藩政機関としての普請会所に先だって町会所が設立されたが、普請会所もこれに刺激され整備が急がれたのではないか。元和期前半にまず屋敷方を擁した普請会所が先行して成立し、その後元和後半に穴生方も加えた普請会所ができたともみることも可能である。いずれにしても、元和期は藩直轄の蔵入地等の地方支配体制が整備され、藩制成立の画期とされた時期でもある⁽⁵⁰⁾。普請会所・町会所などの常設藩政機関の整備期としてこの時期をもっと注目してもよい⁽⁵¹⁾。しかし、常設機

関の設置がストレートに藩直営の造営体制の強化につながったわけではない。

3代藩主利常の下で普請会所が元和期に成立したことに伴い、慶長期に存在した家臣団中心の割普請場が衰退の道を辿ったと推定されるが、次に掲げた寛永15年の普請奉行宛「定書」⁽⁵²⁾から寛永期の普請奉行の仕事ぶり、普請会所が直面していた課題が窺えるだけでなく、割普請の変質と衰退状況も看取できる。

＜史料1＞ 定

- ¹一、御家中役人、毎日罷出候時分之儀、日之不出以前に御普請に取懸り候様に可罷出候、若日出候而罷出候者於有之者、着到に付申間敷事、付、出不参之儀ハ、三日之不参に可申付事、
- ²一、其日之町場、奉行人見計申付候、御普請役人何かと理申候共、杖突指出佗言之族有之間敷候、然上ハ、奉行人当置候丁場、用捨有之間敷候、若仕不届役人於有之者、為過怠其日ヲ不参に可申付候、杖突之手前ハ、品により過怠可申付事、付、組切割町場之儀者、組々可為裁許次第事、
- ³一、朝御普請に罷出、其日之奉行人より申付候様子不致承引、御普請にも不取付、申破、町場ヲはつし候役人於有之は、惣役人ハ𪛗人に付三日之不参、統領人之儀ハ、𪛗人に付六人宛之可為不参事、
- ⁴一、每晚役人罷歸り時分之儀ハ、其日之奉行人指図次第たるへし、但、請取普請に候者、其丁場仕廻次第に奉行人に改相渡シ納得之上を以可罷歸事、
- ⁵一、金沢之外在々所々へ罷越役人之儀、或ハ道中之作毛ヲふみあらし、或ハ立毛を盗取不申様に与々奉行人并杖突より急度可申渡候、宿賃之儀ハ御定之通当座に相渡、宿主より切手を取、杖突方に請取置可申事、付、戸室山并わく木山より、役人金沢へ罷歸候時分、竹木・柴・杣によらず盗賊之者於有之ハ、曲言に可被申付事、
- ⁶一、御植木并川石釣り之者によらず、道中にて道ヲせはめ、上下之者に対シ理不尽之儀無之様に其所之奉行人并杖突より急度可申付事、
- ⁷一、御普請場におゐて、杖突之刀・傘、役人之脇刺停止之事、
- ⁸一、杖突・役人に不寄、丁場におゐて申分仕出候者、理非に不立入、手出之者、其日之奉行人急度可申付候、自然疵付候者、双方共に押置、御普請奉行衆へ申理、何篇にも指図次第に可仕候、若於其場、わきより馳集、鼃負之沙汰仕者於有之者、縦親子兄弟たりと云共、曲言たるへき事、
- ⁹一、所々丁場、奉行人より其日之普請之様子、出人并栗石之坪数相改、毎晩会所迄、はがきに令判形可指越候、然上ハ朝番・昼番共に立揃、御普請之体吟味可有之事、
- ¹⁰一、何方之御普請にても、役人四度食給申儀堅停止候、縦其主人私として給させ申候共、役人手前為過怠、其日不参に可申付候、杖突も同前たるへき事、
- ¹¹一、杖突・役人によらず、其日之奉行人申渡候義承引不仕候者、いか様にも可申付候、若手向候者、不及理非当座に成敗可仕候、杖突より役人に申付候義異儀ヲ構候者、急度打擲可仕候、誰々之者に候共、其主人より申分有之間敷候事、
- ¹²一、杖突、自分之用所として町場をかゝし、御普請に情を不入者於有之者、其主人に相理り、杖突に出シ申間敷事、
- ¹³一、川石・栗石寄之役人、徒ヲ匠、古川除之石并石垣をはつし、或ハ水道或ハ所々見々石、いつれにても盗取申者於有之者、見付聞付次第にからめ取、御普請奉行衆迄渡置可申候、若手向仕におゐては、当座に成敗可申付事、
- ¹⁴一、杖突共手前之儀ハ、下奉行中として定書申付趣、無相違様に可申付事、
- ¹⁵一、𪛗与より兩人宛罷出候下奉行之儀、𪛗人ハ会所、𪛗人ハ御町場へ替り々々に罷出、御普請之もくるミ、并町場之割符可仕候、然上ハ下奉行之内𪛗人被出候衆於有之は、千石之触役之内五百石引可

申候事、
右条々、無相違様に堅可被申付者也、
寛永十五年四月六日

(長知)
横山山城守
(政重)
本多安房守

近藤新左衛門殿
別所勘右衛門殿
坂田源兵衛殿
内田太左衛門殿

この「定書」は、前田領の各所に展開する普請場（川除・道橋・石切場等）で働く「役人」・杖突に対する取締り規定であり、発令者は元和元年以来利常政権を補佐した本多政重・横山長知の兩年寄で、宛所は普請奉行と解される⁽⁵³⁾。15条にわたる縮方規則が規制の対象としたのは、家中役人（家中奉公人）が主体であるが、史料中「役人」とされた中には、日用や藩直属奉公人も含まれていたと解すべきであろう。元和以後の城普請の労働力は、まずは従来通り家中役人（家臣が普請役に応じ負担）や日用に依存していたが、慶長期までしばしば動員できた村請夫役の徴発が減り、藩直属の武家奉公人の登用が広まった点が大きな変化であった（拙著2008）。

家中役人・日用・直属奉公人等は作業場では10～20名の班に編成され使役されたが、班ごとの人足頭のことを「杖突」という。家中役人等の中から熟練者を選んで登用したものであろう。この「役人」と杖突が普請場を監督する奉行人の指示に従わず、遅刻・欠勤、罷業、喧嘩・乱暴などの狼藉を再三引き起こしていたことがわかり、その取締りがこの法度の目的であった。彼らの傍若無人で血気盛んな様子が15ヵ条のあちこちに看取できる。その中で興味深いのは、杖突は刀・傘を使える身分であるのにたいし、家中役人等は脇刺を通常指していたことがわかる点である。しかし、普請中はそれらの携帯・着用は禁止されていた。また家中役人には主人があり、主人から食物が支給されることがあり、不埒な家中役人が奉行人の命令に従わず成敗されたり、杖突から打擲されても「誰の家来であろうと」主人から「申分これあるまじく候」と下達されていた。家中役人というのは、主人を持ち、主人から無礼討ちされても文句のいえない私的従者であり、主人から食料が下付され、喧嘩や裁判沙汰になれば保護や加勢があったことがわかる。

寛永期の藩直営の普請場に上記のような家中役人や杖突が多数投入され、彼らの喧嘩・騒動、不埒、欠勤・怠慢、不服従に厳しい態度で臨むことが藩の基本姿勢として普請奉行に示されたのが、この定書であった。各普請場で彼らを直接監督していた「奉行人」は日替わりや当番制でその役目を果たしたためか、その管理は脆弱であった。それゆえこの定書で、普請奉行を介し普請場の規律強化に向かったのである。

この普請場定書によって、藩直営の普請場に多くの家中役人が提供されていたことがわかったが、それは加賀藩の知行取家臣が負担した普請役による出夫であった。開始時期は不明であるが、近世初頭から前田家中のうち百石取以上の給人は、千石につき3人の家中役人を提供する義務があり、これを普請役という。千石未満の者は、数人で組を作り所定の人数を出したと推定されるが、元和以後は銀納になった（拙著2008）。また慶安元年以後万治3年までの法改正で、千石以上が負担する3人の家中役人負担のうち1人は人（役小者）で2人分は代銀となり、家中役人の提供数は3分1となり大半が代銀役となった⁽⁵⁴⁾。家中普請役は石高基準で賦課されるが、藩の重職や重要な御用に従事しておれば普請役を軽減または免除する特典があった。最後の箇条で普請場に「下奉行」を提供した家臣は千石取なら五百石引に普請役を軽減するとしているので、役引による普請役免除規定が寛永15年以前から

あったことがわかり興味深い。

2条目は、奉行人がその日の丁場割を行い役人・杖突を配置させると指令し、その指示になにかと理りを入れる「不届仕る役人」がいたなら、容赦なく罰し、その日は欠勤扱いとすると命ずるが、但し書で、「組切の割丁場の儀は、組々の裁許次第たるべき事」と述べた点が重要である。藩直営の丁場で不埒を働く家中役人等には上記の罰を与えるが、「組切の割丁場」では、それぞれの組の裁許に委ねるというのである。この定書15カ条が適用される藩直営丁場のほかに、組裁許ごとに家中役人や日用を使役・管理する「組切の割丁場」すなわち家臣たちの割普請の場が存在したことを示す重要な文言であった。この文言が、加賀藩内の普請場で割普請組織が編成されていたことを示す唯一確実な文字史料であった。しかし、割普請の衰退・変質期になって表れた文言なので、割普請が城内の石垣普請場で広くなされていたということはできない。もし藩直営丁場のほかに「組切の割丁場」が設定されていたなら、そこでは担当の組裁許人が独自に差配したというほどに解釈しておきたい。

最後の二カ条にみえる「下奉行」も藩家中から提供された現場管理人である。11条目で杖突の人選について、私用で丁場を欠勤するような無精者は杖突にふさわしくないので、主人に断り、杖突として出さないよう命じているので、下奉行も杖突も普請役を負担した家臣団から提供するものであった。14条目で、下奉行に杖突どもを管理統制する法度を定め置くように指令しているので、藩直営丁場で働く家中役人を効率的に働かせるため、家中役人の主人である給人のほうから下奉行2人と律儀な杖突を送り込み、現場規律の確立につとめたことがわかる。つまり、藩直営丁場の家中役人は、当座の現場監督である奉行人が管理したが、十分に統制出来ていないので、エキスパートである普請奉行にそのバックアップを行わせたほか、家中役人の主人側からも下奉行・杖突を出し、現場人足の監督を強化していたことがわかった。下奉行は家中の各組ごと2人提供し、1人は会所に詰め、1人は丁場の現地に出て、その御普請の目的を周知させ、丁場割を決める仕事などに従事した。藩直営丁場に、家臣団側から下奉行・杖突を出して現場管理の脆弱さを補強した点が注目されるが、その背景として、城普請ほか多くの普請場が藩直営となったのに、普請会所の機能拡充と監督強化がないまま、普請現場の管理が出先の奉行人など外部機関に任されるという状況が想定できる。

上記から家中普請役にもとづく家中役人提供の歴史は相当古いことが窺える。慶長以前の居城普請、天下人の公議普請において、多くの家中役人が普請現場に投入され、割普請の中心労働力として活躍したことが前提となっており、上記の寛永15年普請場定書が出されたのであろう。したがって、元和7・8年の本丸改修、寛永8・9年の二・三の丸改修などの石垣普請丁場に、家中役人主体の「組切の割丁場」が存在したとみても何ら問題はない。そのほかに藩直営の丁場があり、高岡城普請でみたように、それが城の主要な普請場を独占するような状況にあり、元和・寛永以後ますます拡充したと想定している。藩直営丁場に投入されたのは、直属奉公人・日用に限定されず、多くの家中役人が投入されたのは、家臣団請負の割普請場の衰退に伴う現象で、出来たばかりの普請会所は、そのような藩直営普請場を厳格に管理できていない。それが寛永15年の普請場定書から窺えた前田家の普請場の状況であった。慶長以前からの「二元的な普請組織」は寛永15年まで維持されていたが、家臣団による割普請組織が作動できたのは、おそらく城内の石垣普請など特別な工事に限定され、城下町の道・橋・川除等の普請場の大半は直営丁場であり、常設機関である普請会所と普請奉行の関与が寛永後半から大きくなったとみるべきなのであろう。

二元的な普請体制から藩直営体制へと一元化する過程で、寛永15年普請場定書でみた家中役人の管理統制にてこずるという問題が発生したが、その処方箋として下奉行による現場管理、杖突の統制強化、杖突の人選吟味が打ち出されたのである。万治以後は別稿2015で考察したように、提供される家

中役人は大幅に縮小、藩直属奉公人の更なる増加のなか、藩直営の普請組織は割場・普請会所・町奉行所等が協力連携して統括されるものへと変容し、家臣中心の「組切の割丁場」は結果的に消滅した。寛永期はその過渡期と考えられる。

「三壺聞書」は元和7年、寛永8年の御殿作事に関する逸話を記録するが、御殿等の建設用材は場合によって秋田杉（太閤板）や下北半島（翌檜）から求めることあったが⁽⁵⁵⁾、三カ国の山林から伐採し搬送したケースも多く、それらの搬送人足は寛永期に発達した郡役のシステムを活用し対処したことが各地の十村文書等から判明する⁽⁵⁶⁾。年貢諸役に加えて、郡人足や郡中割符銀など郡村費負担で、石材・庭石・材木などの城郭資材が調達されたが、その負担は村に重くのしかかった。他方で、それは郡村民の誇りにもなった。城普請は村の経済を圧迫する要因の1つであったと同時に、領民を「前田家の民」であることを自覚させる結縁の場でもあった。

(2)大坂城公儀普請にみる割普請組織

近世城郭石垣の完成された様式を、われわれはいま元和・寛永期の公儀普請で建設された大坂城石垣や江戸城石垣の遺構で確認できる。元和・寛永期大坂城石垣の技術的達成へ至る道筋を、この公儀普請に参画したのべ64大名のうち、とくに前田氏・黒田氏・肥後加藤氏・池田氏・細川氏などに絞り、石垣技術の系統的検証を最近行った。その成果を簡単にまとめるなら、慶長～寛永期の上記西国大名の居城における石垣様式と彼らが公儀普請の場に残した石垣様式（慶長15年の名古屋城遺構・元和6～寛永5年の大坂城遺構）を、a布積み様式への移行、b隅角部石材の規格化・切石化、c隅角の反り勾配、という三点を基本視点とし比較検証した結果、大名個々の個性がある程度系統的に把握でき、均一で規格性の高い様式へと統一されてゆく過程を、大名ごとの個性に注意しつつ具体的に検証できた⁽⁵⁷⁾。とくに、公儀普請の場で元和以後、石垣様式の統一が急テンポで進み、寛永期に均質化された石垣様式が全国の大名城郭に及んでいくことが展望された点は重要である。しかし、上記の三指標における様式変遷の影響は金沢城石垣でも明確に読み取れたが、金沢独自の個性は様式共通化の流れの中にあっても消えることなく残ることも指摘された。公儀普請を契機に大名居城に、公儀普請の場で提示された先端的だが画一化された石垣技術が一方的に摂取されたわけではなく、公儀普請に参画する以前から持っていた前田家独自の「落とし積みの乱積」や石垣表面を平滑にしない技法・技術は、寛永以後も粘り強く保持されたことなどが確認できた⁽⁵⁸⁾。

このような検証を通して、元和6～寛永5年の徳川期大坂城再築公儀普請が近世石垣技術に与えた影響力を、石垣様式の比較検証から明確に示すことができた。つまり、近世石垣技術の達成というべき、割石布積みと隅角の切石算木積、独特の反り勾配をもつ高石垣の姿は、寛永元年・5年の大坂城2・3期普請で達成されたが、それは慶長期の公儀普請を主導した西国大名の技術をベースに徳川幕府の普請奉行・作事奉行・石垣ブレイン（藤堂高虎・小堀遠州・公儀穴太戸波氏など）によって、意識的に選ばれた技法・意匠であったことも展望できた。さらに、こうした動向が大名居城に対する規制と同時に生じたことにも注意しておきたい。

徳川幕府による大坂城再築の造営体制については、これまで石垣刻印や丁場割絵図・文献などによって、動員大名を4組または5組に編成する大名組という形での割普請体制が周知され、彼らを競わせたことまでは解明されているが⁽⁵⁹⁾、個別大名が担当丁場でどのような普請組織を作り幕府の要求に対処したかという点は、必ずしも十分に研究されたとはいえない。白峰旬・北野博司らの研究成果をみる程度で⁽⁶⁰⁾、徳川期大坂城再築で最も多くの面積を担当した前田利常について⁽⁶¹⁾、どのような普請組織をもって3度にわたる公儀普請に対応したか検証する必要がある。

そこで、これまでの居城造営体制の考察で析出できた二元的な普請組織が、大坂城という公儀普請

のなかで、どのように活かされたか具体的に検証したい。前田家は元和6年から3回にわたり大坂城公儀普請に動員されたが、このうち寛永元年の大坂城本丸再築2期普請における割普請の動向を、動員された重臣（人持組頭本多家）の家に残った決算史料を分析することで示したい。

前田家が寛永元年の大坂城2期普請で担当した丁場は本丸北端の山里丸周辺で、地口間数でいえば高石垣は9口合計150間、その対岸の水敲石垣9口188間、山里丸・本丸の仕切石垣105間2尺で合計443間余となる。このほか山里丸枳形門の巨大な鏡積石垣（約46間）と京橋口の仕切石垣（95間半）も造営したので、地口合計はおよそ580間となる（木越前掲2012b、付載のB表）。この寛永元年の大坂城再築2期普請に前田家がどれほどの人員・資材を投入し、総経費はどれほどだったのか、これまでほとんど解明されていない。

〔表2〕 「本多氏旧記一」の大坂普請史料一覧

	作成 年月日	表題・内題（略称）	内容の概要	備考
1	寛永5年8月13日	大坂御二ノ丸南輪御普請惣目録帳 （3期普請 惣目録帳）	大坂城3期普請に動員された57大名（役高402万石余）が負担した石垣工事・石工事・土工事を工事種別ごとに施工惣坪数を示し、万石当たりの負担基準坪数を示したものの。3期普請の高割の基本を定めたもの。	木越2012で考察
2	寛永5年8月13日	大坂御二ノ丸南輪御石垣帳 （3期普請 前田組石垣帳）	3期普請に動員された前田組4大名が負担した石垣工事・石工事・土工事ごとに、高割された坪数を示し、前田組の負担坪数を集計する。	木越2012で考察
3	寛永2年正月23日	大坂御普請道具与中ト惣買并御自分二買申道具万入用御算用 （道具等万入用算用帳）	2期普請の本多組が出費した51貫761匁の内容を3グループにわけ43項目計上する。	表3の典拠史料
4	寛永2年正月25日	大坂御普請万入用之目録 （万入用帳）	2期普請で本多組が出費した総額87貫527匁の内容を、役人632人の飯米・薪代銀32貫（4項目）と、それ以外の支出55貫を12項目に分けて計上する。	表3の典拠史料
5	寛永2年正月23日	大坂御普請役人まかない入用之覚 （まかない入用覚帳）	2期普請での本多組の出費のうち、役人の飯米・薪代銀の積算基準となる米・味噌・塩・薪の月別の単価を書上げる。	味噌・塩などの単価
6	寛永2年正月23日	大坂御普請万入用之目録 （万入用帳）	2期普請での本多組出費総額87貫527匁の内容を、6項目の内訳数に集約したほか、6項目のうち、役人632人の飯米・薪代銀32貫（4項目）+路銭・宿賃を加えた35貫余、および役人小屋等経費7貫余（10項目）を計上する。	その他10項目は、本多家以外の1万2000石に賦課。表3の典拠史料
7	（寛永2年正月か）	去年大坂御普請中買物ならし覚 （買物ならし帳）	2期普請での本多組出費のうち、役人の飯米・薪代銀の積算基準となる米・味噌・塩・薪の月別の単価書上。	土俵・米俵・綱芋・味噌・塩などの単価

「本多氏旧記一」に載せる大坂城公儀普請に関する算用帳写は全部で7点が知られ^{〔62〕}、表2に示した。このうち冒頭の2点は寛永5年の3期普請に係る算用記録であり、岡田保蔵氏がかつて分析されたが（岡田保造1978）、最近拙稿でも改めて検討した（前掲木越2012a）。その際利用できなかった5点の寛永元年の算用記録について、今回作成意図・作成主体等を検討した結果、大坂城2期普請で前田家中がいくつかの割普請組織に編成されていたことがわかった。というのは、この5点は本多安房守（政重）率いる家臣団組織が元和9年11月から寛永元年10月の間に支出した経費を、本多組という割普請組織を構成する藩士たちに高割で負担させた算用記録であり、そこから本多組という割普請組織がどれほどの人員を大坂に送り、どのような支出を行ったか具体的に確認できたからである。

寛永元年の2期普請に関する5冊の帳簿の概略は表2の通りで、このうち寛永2年正月23日付の（6）「万入用帳」と同年正月25日付の（4）「万入用帳」が総括的な算用記録で、正月23日付の（3）「道具等万入用算用帳」は「家中役人」の飯米等以外の経費を詳細に集計する。これらを総

合的に検討した結果、以下のことが判明した。

〔表 3〕 寛永元年大坂城 2 期普請における本多組の支出銀分類

	本多組の支出項目（上段：大項目、下段：内訳）	大項目銀高	内訳銀高
A	役人632人の飯米・塩・味噌・薪代銀	32,185	
	11月18日～正月23日：8378人分 正月25日～10月2日：15万1486人		1,813 30,371
B	役人632人の金沢～大坂間の路銭・宿賃	3,804	*
	路銭 宿賃		3,581 223
C	惣日用・手木遣日用の賃金	11,857	
	日用銀惣負担（1日2匁なら3198人分） てこ遣日用2374人		6,395 5,461
D	御小屋等の建設・地代費など	4,348	
	役人小屋（226間×2間） 奉行人小屋62間半 惣小屋場の地代、道具		2,804 504 1,040
E	普請道具など買入代銀など	18,744	
	普請道具、自分買上類 加賀にて普請用意調え銀 御組の当番役人出入入用		7,849 1,362 9,532
F	奉行人等への余荷	16,484	
	侍奉行への米 二歩役人118人の余荷		14,119 2,365

合計 87貫422匁 87貫419匁

（注）表 2 の 3・4・6 をもとに数字を整理したもの。銀高の単位は匁。

〔表 4〕 寛永 4 年侍帳の人持組 6 組の構成

人持組頭 （石高）	組藩 士数	組全体の知行 高合計	組に属する主な人持藩士・備考
本 多 安 房 守 （ 5 万 石 ）	8	8 万 6235 石	神谷信濃守・前田肥後（三左衛門） など 8 名
横 山 山 城 守 （ 3 万 石 ）	14	8 万 3480 石	神谷式部・富田越後など 14 名
奥 村 河 内 （ 1 万 3600 石 ）	22	9 万 3430 石	奥村因幡・成瀬内蔵助、青山伊豆・ 与三など 22 人
村 井 飛 騨 （ 1 万 6900 石 ）	15	8 万 4100 石	山崎長門・安見隠岐・今枝民部・寺 西若狭など 15 名
長 九 郎 左 衛 門 （ 3 万 石 ）	11	7 万 2030 石	富田下総・小塚氏・永原氏など 11 名
岡 嶋 備 中 （ 1 万 1750 石 ）	17	7 万 6650 石	前田対馬・小幡右京・不破彦三など
合 計	87 人	49 万 5925 石	119 万石のうち寛永 4 年家中知行人 1333 人の総石高 93 万 4 千石

（注）「寛永 4 年侍帳」（『加賀藩初期の侍帳』所収）記載数値を集計。

加賀藩年寄役を慶長末より勤めていた本多政重（5 万石）は、寛永 2 年正月、大坂城 2 期再築工事費の決算を行い、その総額を銀 87 貫 527 匁（以下では 1 匁以下略す）と集計した。その内訳は表 3 に示したが、大きく区分すると、出役した 632 人余の家中役人の飯米・味噌・塩・薪代銀（A：32 貫 185 匁）と、それ以外（55 貫 239 匁）に区分できる。それ以外の経費の区分の仕方は帳冊ごとに微妙に喰い違うが、B「役人 632 人の路銭・宿泊銭」3 貫 804 匁、C「惣日用、手木遣日用の賃金」11 貫 857 匁、D 国元からの家中役人・奉行人が詰める「御小屋等建設代銀・敷地地代など」4 貫 348 匁、E「普請道具類・文房具・資材等購入費」18 貫 774 匁、F 大坂に出役した「奉行人等余荷銀」16 貫 484 匁、に細分できる。これらの経費は「高百石当たり何匁」と計算されたので、高割負担によって決算されたといえ、高割の基準となったのは 6 万 2000 石という数字であった^{〔63〕}。

この高割基準の数字は、本多家の知行高 5 万石を上回るものであり、本多家以外の数家の知行高を加えた合計高と推定できる。参考のため寛永 4 年「加賀藩侍帳」によって、加賀藩の軍事組織を概観しておく、表 4 に示したように基幹をなす軍団（備）は 6 つの人持組であり、87 人の人持組の藩士（知行高合計は約 49 万 6 千石）が 6 つ

の組に組織されたが、1 組当たりの知行高は 7 万石から 9 万石であった。元和末期の侍帳では、人持組 55 人の合計知行高は 48 万 6700 石で（『加賀藩初期の侍帳』）、6 組編成とみれば 1 組 7 ～ 9 万石の構成となる。実際に公儀普請役を賦課すれば必ず、何人かの藩士は藩の公職御用を理由に役免除されたから、7 ～ 9 万石から 1・2 割程下回った高が賦課基準高になったと推定できる。したがって表 4 にみえる本多政重以下 8 人の藩士で構成された本多組（知行高合計 8 万 6235 石）では、数人に与えられた普請役免除分を除外した約 6 万 2000 石前後が基準高となり、これを基準に諸負担の均等割を表 3 の費目ごとに行ったのであろう。

ここから寛永元年の大坂城公儀普請の前田家の普請組織は、人持組が請け負った組切の割普請組織と藩直営組織の2つに分けられるのではないかと推定される。加賀藩の大坂城2期普請は地口580間に及ぶが、その内訳をいえば、本丸北面山里丸周辺（9面）で150間、その対岸の水敲石垣（4面）で188間、京橋門裏仕切石垣（2面）で95間半、山里丸枳形門鏡積石垣約46間、本丸と山里丸境目石垣（5面）の105間、合計約580間となる。しかし、高石垣はの150間の一部だけなので、平均的な斜面高を15間と仮定し、の石垣の平均斜面高を10間、の平均高さを3間と仮定すると築坪は5600坪となる。これを8組で分担したと仮定すると、1組の分担築坪は約700坪となる。これを本多組のような割普請の1組織が請け負ったのである。

寛永5年の3期普請で前田家は、二の丸南石垣建設にあたり玉造口付近で約5100坪（高石垣3017坪、水敲石垣725坪、その他など）、地口233間（高石垣6面地口約140間、水敲石垣5面93間ほか）の負担を行った（木越2012a）。この前田家丁場に残る石垣刻印の特徴から北野博司氏は8つの工区に分かれていたと推定した（北野2012）。築坪5100坪を8組で分担したとするなら、1組当たり640坪となり、2期普請より1組の負担はやや小さい。寛永5年の3期普請では、狭間石・雁木石工事、土留石垣など比較的軽微な工区が相当あり、それら石工事等は町方商人へ請け負わせた可能性もあるので、各組の実働の負担は、もう少し小さいと推定される（木越2012a）。2期普請の工区を8組分担と仮定したのは、3期石垣に関する北野説に依拠したが、2期・3期の工区規模からみて矛盾はさほどないと思う。

2期、3期の前田丁場が8つの組で工区分担されたとするなら人持組6組だけでカバーできない。また人持6組がすべて動員されたかどうかは確実でなく1・2組除外された可能性も考慮する必要がある。したがって、8組で分担すべき工区のうち2～4組分については、人持組以外が動員・負担したと推定しなければならず、これが藩直営丁場ではないのか。おそらく馬廻組藩士（「寛永4年侍帳」で545人、22万4千石）と小姓組藩士（「寛永4年侍帳」で159人、約7～8万石）から選抜動員された普請組織で分担されたものであろう。藩直営丁場を実際に負担したのは、選ばれた一部の馬廻・小將士だが、経費負担は人持組以外の藩士全員に原則賦課され代銀負担を迫られたのではないかと推定される。藩直営丁場の経費を負担した石高は、前田家119万石のうち人持組士の総石高49万石を除いた70万石分と見込まれ、そのうち馬廻・小將士の合計知行高は約30万石、その他藩士の知行高等合計が約14万石、藩直轄地（蔵入地）高が約26万石であった。おそらく、様々な普請役免除を行うと、人持組40万石、藩直営40～60万石、合わせて80～100万石を対象に高割で普請経費全体の割付決算が行われたと、本多組の決算史料から推定できるのである。

この人持組40万石、藩直営40～60万石という想定は、公儀普請役は前田119万石の大名・家臣あがて役負担するものという観点からのものだが、実働の組織としては、人持組による割普請組織と馬廻士・小將組士が負担した藩直営丁場という二種類の普請組織が推定でき、前田家全体として8組前後の工区分担が可能であったといえる。そこで、本多組という人持組単位の割普請組織の内部の様子をもう少し確かめておきたい。

本多組の割丁場で実働した主役は家中役人と日用であり、これを奉行人および穴生・大工などの専門技能者が指揮した。本多組が国元から大坂に送り出した家中役人すなわち役小者と呼ばれる武家奉公人は表3に示した通り632人であった。前年11月18日から寛永元年正月下旬の準備工程でのべ8378人分の飯米・燃料代を支出したが、準備期間は64日であったから、632人のうち130人程が先陣をきって出役したのであろう（130人×64日）。続いて正月25日から10月2日まで本体工事に入り、その243日間に15万1486人分の飯米・燃料代を支出した（632人×243日）。悪天による作業中止があっても飯米・薪代は必要なので、1日分の飯米・薪代に243日を掛けると、おおむね前掲の銀高（飯米・味噌・塩・薪代

銀：32貫285匁）となる。

このほか「C：惣日用手子遣日用の賃金」の出費から、日用3198人と手木の者2374人が雇用されたことがわかる。243日のうち日用を雇用した日数がどれほどか不明だが、平均100日と仮定すれば、それぞれ日用32人と手子の者24人を雇ったことになり、632人の役小者に56人の日用を加え、本多組担当丁場の石垣普請が遂行されたといえる。三カ国からの村請夫役動員は確認されていないので、大坂城公儀普請は主に家中役人（役小者）と日用で対処したようである。

本多組の出費項目（表3）の中で、組独自に購入した普請道具費が多額であること、家中役人が寝泊まりする小屋や奉行人の詰小屋を本多組として建設していた点から、本多組という割普請組織が独立した組織として運営されていたことがわかる。また銀高の大きい「F：奉行人等への余荷^{よない}」についていえば、本多組の中で余荷銀を負担し合った点が注目される。本多組6万2千石という普請役負担単位から実際に大坂城に出役したのはごく一部の武士であり、多くの出役しなかった藩士は、出役した藩士らに対し弁済基準に基づき高割銀を負担したことが、この「余荷銀」費目から明瞭に了解できる。

大坂城普請は戦争動員ではなく普請の御手伝役なので、必要なのは何よりも役小者・足軽といった力役奉仕の人材で、藩士（馬上の武士）は管理・統括者であり、さほどの数は必要なかった。だから本多組の一部が出役するだけで足り、出なかった藩士は出役した藩士にたいし「余荷銀」を負担した。この余荷銀を、藩家臣団全体で均等で負担するのではなく、本多組という人持組の一組織限りで負担した事実から、本多組が独立した普請組織として担当丁場を請け負っていたことが窺えるのである。

以上から、大坂城2期普請に動員された前田家は、藩家臣団のうち6つの人持組を対象に数個の割普請組織を編成したほか、馬廻組士・小將組士や藩直属奉公人で構成された藩直営の造営組織もつくり、この両者を組み合わせて本丸北部の多彩な石垣工事の工区割を行い、迅速な御用遂行を目指したことが浮かび出た。元和6年の1期普請の際、本多安房・横山山城という両年寄が前田家の普請惣奉行として全体を指揮したが（「三壺聞書」ほか）、惣奉行は藩直営丁場の指揮を揮うとともに、自分が組頭を勤める人持組単位の割普請場の指揮にもあたったと考えられる。

大坂城のような大型の公儀普請では、人持組に請け負わせた割普請工区と藩直営工区があり、それに対応した二元的な普請組織が想定でき、そのベースは高岡城でみた二元的組織にあった。ところが、万治元年の江戸城天守台石垣の公儀普請の造営組織をみていくと、人持組に請け負わせた割普請の徴証が全くなく、藩直営の体制ばかり目立つ。そもそも、この江戸城普請では天守台構築の石材は全て幕府支給ということもあり、大坂城再築普請とかなり事情が異なっていた。幕府の主導性が極めて強く、幕府が用意した大きな造営体制の一部に、個別大名の普請組織を組み込み特定の作業を請け負わせるものであった。これを担当した前田家も、大坂城の場合と異なり、大半を藩直営の造営体制で対処し、これを藩家臣全体に均等に割付した家中役人や役銀をもって決済した⁽⁶⁴⁾。家臣団の割普請体制を全く排除した万治の江戸城石垣普請の様子について、簡単に瞥見し本論の締めくくりとしたい。

万治元年に前田利常（5代藩主綱紀の後見人）と青年藩主綱紀に課された、この江戸城天守台石垣建設については、すでに北垣聰一郎・拙稿⁽⁶⁵⁾での言及があるが、普請組織の具体的状況は石野友康の近稿（石野2012）が有益である。「江府天守台修築日記」⁽⁶⁶⁾によれば、惣奉行3人のほか小奉行・脇奉行が置かれ、全体を統括した幕府の交渉にあたったほか、個別の作業ごとに石奉行・道具奉行などの実務担当の奉行人が配置され、幕命（100石当り100人役）に基づく1万人の労働力は、家中役人と村請夫役、そして江戸日用で構成された（拙著2008）。総経費の3千294貫匁のうち26%（銀852貫余）は、幕府から下付された扶持米・飯米代銀と前田家への「役知へ被下銀」であり、16%（銀528貫余）は江戸・金

沢の土蔵銀や進物等の収入銀によって前田家に環流する銀高であった。この2つの費目を除外した約1865貫匁(57%)が、前田家として負担すべき総額であったが、この普請銀高は、普請役高合計63万石(前田氏直轄分13万6562石と家中知行地分49万3152石)を対象に賦課されたが、当時の前田領の朱印高は102万石余であり(本藩と利常隠居領合計)、約39万石分が課税対象から除外され⁽⁶⁷⁾、これを「無役知」と記す。前田家家臣のうち役職や公儀御用従事者を対象に役高減免があったため、大名蔵入地でも半役とか三分一役などの減免があり、減免対象石高の合計が約39万石だった。なお普請役高63万石に課された公儀役はあくまで代銀負担を求めたので、江戸の丁場まで出役したのはごく限られた者たちであった。それ以外の多くの家中は高割銀の負担だけで済んだのである。

そもそも改作法断行(慶安4~明暦3年)によって、前田家家臣は知行所で直接年貢・夫役等を徴収することは出来ず、十村等がこれを代行する体制に完全に転換していた⁽⁶⁸⁾。したがって、家臣の夫役徴発権は失われており、夫役代銀納体制は安定していたから、家臣団として独立的な割普請組織をもつことは、もはや困難な状態にあった。寛永以後の割普請組織の衰退は著しく、寛永元年の大坂城の事例は割普請の最末期のケースといえよう。寛永16年の利常の小松城隠居をもって、割普請組織への丸請け体制はほとんど消滅したのではないか。さきにみた寛永15年の普請場定書はそのような過渡期の衰退を示す法度であった。

結語

3章にわたり初期金沢城の造営体制を藩政成立期の政治史の一貫として考察してみたが、推定や仮説提示にとどまった所も多い。しかし、推論の根拠や理由はできるだけ丁寧に示したので、今後の探求に向け戦略なり方向性を示せたのではないかと思う。

1章では、とくに城の使われ方に注目し初期の城郭構造を類推する手法を積極的に試み、初期金沢城の本丸の姿や築城体制をごくアウトラインに止まるが示すことができた。大規模な居城普請が我々の想像をこえる速さで建設された例は枚挙に遑がないが、その謎を解明するには、工程・工期・工区割の計画手法、それを担う技術や組織を多面的に考察する必要があり、「割普請」の実体を明らかにすることは、その重要な一環と考え2・3章で、初期金沢城の割普請の実態解明につとめた。しかし、史料的制約に阻まれ、推測を重ねることになり課題を多く残すことになった。それでも初期金沢城の造営が、藩直営方式と家臣請負の割普請方式の「二元的な普請組織」をもって遂行されたという仮説を提起できた。この二元的普請組織は、慶長12年の駿府城公儀普請や元和・寛永期の大坂城再築公儀普請の場でも使われた可能性があり、居城普請の体制が公儀普請の場でも使われたことを示唆できた。公儀普請の場での造営体制と居城の場合では普請組織形成の環境・条件が大きく異なるので、ケースごとに相違があり、簡単に比較できない面があるが、二元的組織を駆使するという原則はおおむね堅持されたのではないかと考える。

ここで提案した二元的普請組織は、当時の国持大名の領国の支配構造の反映ともいえる。大名領は基本的に大名直轄地と家臣知行地という二種類の支配地に分かれ、藩政初期にあっては家臣知行地の支配は限定付きながら領主権が広汎に公認され、蔵入地と異なった支配が容認されていた。それゆえ、大名領あげて城普請の労働編成を実現するには、家臣の領主権に配慮した普請組織を作る必要があり、家臣団請負の割普請組織が必要とされた。しかし、当初から家臣団の個別領主権を制限し統一的支配を目指す大名と將軍権力は、大名直轄地で模範となる近世的広域支配を実現した上で、公儀役の人足徴発にあたり臨時的ながら家臣知行地へも権限を及ぼした。そのような強い大名権限をもとに構成されたのが大名直営の普請組織であり、小さな藩では当初から藩直営組織しかないことも想定してよい。

2章でみた慶長期までの二元的普請組織は、大名直轄地と大名の公的広域支配権に依拠した労働力動員体制と家臣団の個別領主権にもとづく労働力調達を基礎にしたものと考えており、元和・寛永期以後の二元的普請組織は、割普請組織の衰退期であったことから、家臣独自に所領から労働力調達できる階層は人持組という上士層等に限定されると想定し、馬廻組・小將組等などの平士層は藩直営丁場の組織に統合されたと考えた。

割普請組織と藩直営組織から成る二元的普請組織は、元和以前と以後で若干様相が異なるが、その背後に家臣の領主権の退嬰（給人知行の形骸化）、藩組織の拡充、そして割普請の激減という動向があった。元和年間と推定した城普請の常設機関としての普請会所成立は、そうした動向の指標となる出来事であった。寛永15年の普請場定書の中で初めて「割普請」の文言を発見できたが、すでに割普請は衰退の色を深めていた。大坂城再築2期・3期の算用記録も万治元年の江戸城天守台石垣の人足動員史料も、公儀普請の体制としては慶長以前に比べ相当変質したもので、日用、商人などへの依存が深まっていた。藩直営体制の拡充という方向は、商人や日用頭への依存度が大きくなることでもあった。天正・文禄期、慶長期、元和・寛永期と築城技術は長足の発展を遂げたといわれるが、同時に城造営体制と普請組織の変容のテンボも速かった。

元和元年の一国一城令・武家諸法度が城普請の技術と組織に与えた影響も大きかった。徳川幕府による大名居城の建造・修築統制が、寛永12年の武家諸法度等を契機に厳格となったのち、家臣団による割普請体制は加賀藩では消滅し、藩直営の普請体制が普請会所・作事所・割場など常設の藩機関によって担われた。その動向は別稿2015で詳しく検討したので参照されたい。17世紀中葉以後、石垣とその上に建造された天守・櫓・土堀・城門の軍事施設の形骸化が進み、大名の関心は政庁（御殿）である御殿の内部空間を演出することに移り、政庁に附属した茶室・別邸・庭園などが政治の場として重要性を帯びてくる。その結果、戦国期の城郭とは明らかに異なる城郭空間作りが展開したと考えられる。

本論では築城の体制をもっぱら石垣普請に象徴される普請・土木の面を中心に考察したが、建物の建設組織に関しては、慶長15～17年の尾張名古屋城における作事編成を考察した横田冬彦氏の労作がある⁽⁶⁹⁾。横田氏の研究によれば、城郭作事の体制は、幕府の作事奉行の下で組織化されるが、公儀御大工中井家による諸国大工の動員体制に多くを依存しており、家臣団の割普請などあり得ず、幕府や藩の直営体制が基本であった。こうした城郭作事の体制も含め、普請・作事全体を視野に入れた築城体制の究明も今後の大きな課題である。

【参考文献】本文中の（ ）内の注記で略記した文献リスト

『三壺聞書』金沢文化協会編1933年 石川県図書館協会再刊 1951年

『金沢城郭史料—加賀藩穴生方後藤家文書—』石川県図書館協会 1976年（日本海文化研究室編）

『金沢城石垣構築技術史料』・石川県金沢城調査研究所編 2008年・2011年

『大坂城再築関係史料』大阪市史編纂所 2008年

『城郭石垣の技術と組織』石川県金沢城調査研究所編 2012年

『よみがえる金沢城2』石川県金沢城調査研究所編 2009年

『戸室石切丁場確認調査報告書』・石川県金沢城調査研究所編 2009年・2013年

『金沢城普請作事史料1・2』石川県金沢城調査研究所編 2013年・2014年

石野友康2012「万治元年の江戸城普請と加賀藩」石川県金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』

木越隆三2000『織豊期検地と石高の研究』桂書房

木越隆三2003「元和～寛文期の金沢城修築について」『金沢城研究』創刊号

木越隆三2007b「近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程」『金沢城研究』5号

木越隆三2008a『日本近世の村夫役と領主のつとめ』校倉書房

木越隆三2010「石垣の伝統技術を探る」日本遺跡学会誌『遺跡学研究』7号

木越隆三2012a「徳川期大坂城石垣普請の造営組織と大名組の役割」金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』

木越隆三2012b「徳川期大坂城普請丁場割図の分類と特徴」金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』

木越隆三2013a「金沢城『寛文』石垣造営の背景を探る」『金沢城研究』11号

木越隆三2013b「戸室石切丁場の歴史と石引道の管理」『戸室石切丁場確認調査報告書』6章

木越隆三2013c「石垣普請の組織と穴太の役割」(シンポジウム「城郭石垣の技術と組織を探る」記録)『金沢城研究』11号

北野博司2001「加州金沢城の石垣修築について」『東北芸術工科大学紀要』8号

北野博司2003・4「金沢城石垣の変遷1・2」『金沢城研究』1・2号。

北野博司2012「大坂城再築普請における組織と技術」金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』、

北野博司2013「遺構からみた徳川期大坂城普請の組織と技術」(シンポジウム「城郭石垣の技術と組織を探る」記録)『金沢城研究』11号

滝川重徳2012「金沢城石垣の変遷と特徴」金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』

滝川重徳2013「金沢城石垣の変遷と特徴」(シンポジウム「城郭石垣の技術と組織を探る」記録)『金沢城研究』11号

白峰旬1998『日本近世城郭史の研究』校倉書房

白峰旬2003『豊臣の城・徳川の城』校倉書房

原昭午1981『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』東京大学出版会

宮武正登1996「肥前名護屋城の石垣について」『織豊城郭』3号

宮武正登1998「肥前名護屋城にみる豊臣秀吉の築城観」姫路市立城郭研究室『日本城郭センター研究報告』8号

宮武正登2013「名護屋城—豊臣秀吉が求めた城の理想像—」『天下人の城』風媒社

〔註〕

- (1) 拙稿2015「金沢城の石垣技術と造営体制」石川県文化遺産学術委員会編『城下町金沢論集—城下町金沢の文化的景観と文化遺産群—』1編4章の1節で日本の城郭史研究の動向を概括し問題点を指摘した。
- (2) 明治初期の旧城政策および明治6年1月14日に太政官から陸軍省・大蔵省宛に発令された「存城廃城令」(『法令全書』)に至る経緯は森山英一1970『名城と維新』(日本城郭史料館出版会)が詳しい。また一坂太郎2014『幕末維新の城』(中央公論新社)によれば、戊辰戦争から西南戦争までの10年間、意外に近世城郭を改変し活用したことがわかるが、最終的には近代軍制につながるものではなかった。
- (3) 大坂城については、岡本良一1970『大坂城』岩波書店、村川行弘1970『大坂城の謎』学生社、岡田保造1978「近世城郭における石垣刻印について—加賀藩前田家の場合—」『大阪成蹊女子短大研究紀要』15号、藤井重夫1982「大坂城石垣符号について」・内田九州男1982「徳川期大坂城再築工事の経過について」『大坂城の諸研究』名著出版、中村博司1986「徳川時代大坂城普請参加大名の編成について」『大阪城天守閣紀要』14号ほか『大坂城再築と東六甲の石切丁場』ヒストリア別冊などがある。江戸城については、村井益男1964『江戸城』中公新書、小松和博1985『江戸城—その歴史と構造』名著出版、北原系子1999『江戸城外堀物語』ちくま新書などが参考となる。
- (4) 滝川重徳2008「よみがえる金沢城と城下町」『近世の城と城下町—膳所・彦根・江戸・金沢—』、石川県金沢城調査研究所2011『金沢城跡—二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓—』、石川県金沢城調査研究所2014『金沢城跡埋蔵文化財確認調査報告書』など。
- (5) 見瀬和雄2000「金沢城の創建と前田利家」『石川県史だより』39号(同2002『前田家三代—利家・利長・利常—』北国新聞社に再録)、瀬戸薫2000「『北信愛覚書』について」『加能史料研究』12号。
- (6) 原史彦2011「新出史料『前田利長書状 堀秀治宛』『堀家文書』『徳川秀忠書状越前宰相(結城秀康)宛』について」『尾陽』7号 徳川黎明会。その[補論二]で紹介された霜月15日付徳川秀忠書状(結城秀康宛:徳川美術館蔵)は「金沢雷火之儀付而、早々仰預、御飛脚御念入事候、無是非仕合候、猶大久保相模可申入、恐々謹言」と述べ、大久保相模守忠隣の名乗や宛名の「越前宰相」から年記を慶長5~7年に絞り、慶長7年10月晦日の金沢城本丸天守への雷火による被災情報を、福井城主徳川(結城)秀康から徳川宗家にいち早く伝達した書状であると推定された。越前福井へ徳川秀康(家康次男、秀忠兄)を配置したことの意味も窺える貴重な古文書である。

- (7) 岩澤愿彦1966『前田利家』吉川弘文館、矢野健太郎2011『豊臣政権の支配秩序と朝廷』吉川弘文館、『加賀藩史料』1編。
- (8) 城周辺で2点の金箔瓦が出土しているが、本丸建物のいずれかに使われたものと推察される。しかし、金箔瓦がどの時点で葺かれたか不明である。金箔瓦が豊臣家臣のうち、特別の待遇を得た大名に限定し許されたという明確な証明は、いまだなされていないが、叙爵した天正14年以後のこととみるのが妥当と考えている。
- (9) 石川県金沢城調査研究所2014『金沢城跡埋蔵文化財確認調査報告書』8章総括 357頁。なお石川県金沢城調査研究所2012『城郭石垣の技術と組織』の「資料：諸大名の石垣・1前田家（加賀）」参照。
- (10) 北野博司2001「加州金沢城の石垣修築について」は、天正期の石垣遺構も含め10期に区分するが、これまでの調査では天正期と積極的に判断するに足る資料を得ていない。今後の調査結果をまつしかない。
- (11) 「三壺聞書」の伝本は大きくいえば、14巻本と22巻本の2系統に分類でき、伝本の多くは前者に属するが、とくに石川県立図書館所蔵の森田文庫本は原本成立直後に写された善本であり、これを以下「森田本」と呼ぶ。22巻本は、14巻本を22巻構成に組み替えたものだが、典型的な22巻の事例は数が少なかった。金沢市立玉川図書館蔵（日置謙寄贈本）が代表的な伝本である。昭和6年に石川県図書館協会から日置謙の編集・校訂で刊行（昭和47年覆刻再刊）され、現在広く利用されている22巻本を「日置本」と呼ぶが、底本も文政11年写の日置謙寄贈本であった。なお「三壺聞書」の書誌については、拙稿2014「『三壺聞書』伝本を検証する」（『金沢城研究』12号）を参照されたい。
- (12) 濱岡伸也1997「金沢城の『慶長火災』について」『石川県立歴史博物館紀要』10号。前掲原2011で紹介された秀忠書状。「三壺聞書」に依拠した、元禄以後の多くの旧記類は、この事件を慶長10年と誤認したが、そこに「三壺聞書」の影響力の大きさを認めることができる。
- (13) 万治～元禄年間の景観を描く「金沢城内絵図」「金沢城絵図」の新丸に「津田玄蕃上ヶ屋敷」とある。万治年間に新丸に滞在した幕府目付の動静（森田盛昌著「自他群書」石川県図書館協会刊）などから武家屋敷が新丸にあったとわかる。
- (14) 「前田利家書状（富田治部左衛門宛）」富田文書（『新修 七尾市史3（武士編）』第1章 七尾市2001年）。
- (15) 「旧記」呉竹文庫蔵。なお前掲『七尾市史（武士編）』（以下この略称）は収録書目を「湊町旧記」とするが「旧記」が正しい。
- (16) 前掲岩澤愿彦1966、前掲『七尾市史（武士編）』。
- (17) 万治3年に長柄小者を動員したとき、石川郡家高数3170軒、河北郡家高数1810軒を役賦課の基準にしていたので、これを根拠に例示（「改作所旧記」上編、前掲拙著2008）。
- (18) 「三輪伝書」（松雲公遺編類纂）『七尾市史（武士編）』。
- (19) 穴太政洋氏所蔵文書（金沢城調査研究所2011『金沢城石垣構築技術史料』口絵・218頁）。木越2010参照。
- (20) 「三壺聞書」のこの逸話の信頼性は、東丸東面・北面に城内最古と比定できる石垣遺構（上部に小段もつ）が存在することで支えられ、また逆に石垣遺構の年代根拠は「三壺聞書」に求めるという相互依存関係にある。高石垣上部に小段（犬走）を設けて石垣を完成させたことに利長が「以の外御腹立」と不満の意を示したことは、利家と利長の間で城作りに対する考え方に相違があったことを示唆する。
- (21) 日置本「三壺聞書」巻7「宇治川をせき留給ふ事」（『加賀藩史料』1収録）。この項目を森田本「三壺聞書」巻5の同一項目と比較校訂すると後段部分で重要な相違があり、今後その意味や影響を考証する必要があるが、本文指摘箇所では根本的な相違はなかった。
- (22) 富田景周著『越登賀三州志』（文化2年序、文化9年藩主献上：昭和8年日置謙校訂、石川県図書館協会、1973再刊）。
- (23) 寛永8年8月付「堀五兵衛口上書写」（堀文書：石川県教委1993『金沢御堂・金沢城調査報告書』収録）は天正8年の柴田勢による金沢御堂攻撃の際、「金沢尾坂口にての合戦」に参戦したと主張し、三林善四郎は「尾坂大手に御門をかため罷有」と物語る。戦火を免れた建物に関し過大評価はできないが、阿弥陀像を確保したことは事実とみるべきで、これを西末寺に安置したことで城下町や北加賀の一向宗と前田家の融和が図られた。なお「堀五兵衛口上書写」の語る「尾坂大手の御門」は、寛永8年に存在した新丸を念頭に過去の出来事を説明していると解

釈すべきで、天正8年までの尾坂大手は、北の丸周辺の新丸や河北門付近にあったと漠然と推定するほかない。この史料のみから金沢御堂の正門位置を論ずることも慎重にすべきと考える。

- (24) 森田平次著『金沢古蹟志』（明治24年序、昭和9年日置謙校訂『金沢古蹟志』、1976歴史図書社復刊）。
- (25) 拙稿2014「加賀前田家と高山右近」（『高山右近 キリシタン大名への新視点』宮帯出版社）。
- (26) 石川県教委・(財)石川県埋蔵文化財センター2002『金沢城跡 三ノ丸第2次調査・新丸第2次調査』によれば、新丸北部の調査区で16世紀後半に限定できる陶磁器等が多数確認され、下部遺構面は「町屋的な在り方」を示し、その廃絶期は16世紀末・17世紀初頭であると指摘する。この指摘は、現存の新丸大手が慶長4年末、利家死後の政治危機の中で造成されたとする森田平次の所説と矛盾せず傍証となる。また現存する尾坂門の鏡石積石垣は慶長後半期に比定されること、惣構建設は慶長4年と慶長15年に分けて建設されたのではなく慶長4年末～慶長5年に二重の惣構が同時に建設されたこと（拙稿2013「金沢の惣構創建年次を再検証する」『日本歴史』780号）など、最近の研究成果と矛盾せず、新丸造成は慶長4年後半から慶長5年とみてよい。
- (27) 後藤彦三郎著「文禄年中以来等之旧記」（後藤文庫、金沢市立玉川図書館蔵）。『金沢城郭史料』はじめ『戸室石切場確認調査報告書』、金沢城調査研究所編2013『金沢城石垣構築技術史料』で翻刻する。
- (28) 前掲『七尾市史（武士編）』344号 年記末詳・三輪伝書。
- (29) 前掲『七尾市史（武士編）』397号 年記末詳・三輪伝書。
- (30) 「万治已前定書」『加賀藩史料』2編。
- (31) 『加賀藩史料』2編、29頁頭注。
- (32) 静岡市教委1999『駿府城関連史料調査報告書 大御所家康の城と城下町』など。
- (33) (34) 「国初遺文」『加賀藩史料』2編（30・31頁）。『大日本史料』12編4・5巻（慶長12年3月～12月）によれば黒田家や毛利家も前田家同様、慶長12年4月前後から駿府城普請に対処しているので、畿内近国の小名・大名のみによる公儀普請という理解は修正する必要がある。
- (35) 「旧藩遺文」「乙夜書物」『加賀藩史料』2編。なお9月23日付利長書状（長好連宛・長家文書）は好連が「駿河御普請之様子具申越シ」たことに対する礼状（『金沢市史』史料編3）であり、長連龍の嫡男好連も駿府にいたことがわかる。
- (36) 石野友康2007「金沢城代とその職務」（金沢城調査研究所編『金沢城代と横山家文書の研究』）。
- (37) 古川知明2014「高岡城の築城と系譜」・「高山右近高岡城縄張説の検証」（古川『富山城の縄張と城下町の構造』桂書房）の16・17章。高岡徹2013「前田利長と高岡城―築城から廃城まで―」『富山県高岡市高岡城跡詳細調査報告書』高岡市教育委員会。
- (38) 原昭午1981『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』東京大学出版会、大野充彦1982「前田利常政権の成立」『海南史学』20号、高澤裕一1992「前田利長の進退」『北陸社会の歴史的展開』能登印刷出版部。
- (39) 拙稿1989「慶長十四年高岡城普請における夫役徴発と地域編成」『北陸史学』38号、およびこれを改訂した「城普請における村請夫役と初期十村制」（前掲拙著2008の2章）で高岡城普請での村請夫役の動員体制を詳細に考察した。その成果は本文に要約したが、古川2014前掲「高岡城の築城と系譜」は、拙稿で紹介した能登における郡別・十村組別の夫役動員史料を、高岡城の普請丁場割を示すものと論じたが、これは史料の誤解と言わざるを得ず、到底認められない。夫役徴収単位としての家の軒数を「七十六間」などと記載することはよくあることで、これを堀普請の丁場長と見るわけにはいかないし、十村単位に丁場を割り振るという理解も無謀な解釈である。
- (40) 以下の考察に使用した利長書状や高岡城関係史料はすべて高岡市教育委員会2013『富山県高岡市高岡城跡詳細調査報告書』の文献史料編に掲載され、とくに重要な利長書状については拙著2008の2章の表1（72頁）も参照されたい。
- (41) 前掲古川2014「高岡城の築城と系譜」で利長書状の宛名と受命内容を対照させ、神尾図書が4月から9月まで一貫して普請の進捗に関与しているので、神尾が普請惣奉行であったと指摘した点は傾聴すべき指摘である。しかし、稲垣・松平・山崎らの職掌についての指摘はなお確定しがたい面があるので古川説にすべて従えない。実際に発給された利長書状はもっと多かったはずで、その一部を見ているという視点も必要であろう。
- (42) 濱岡伸也1995「二系統の『慶長金沢図』について」石川県立歴史博物館『研究紀要』8号、拙稿2003「元和～寛

文期の金沢城修築について」『金沢城研究』創刊号によれば、慶長期景観を描くと主張する金沢城図が2種類あるが、それぞれ欠陥があり慎重な史料批判をした上で使用すべきことが明確となった。近年の発掘調査の結果から、「主図合結記」系の縄張図は元和以前の本丸の姿に近いと推定される（註43「報告書」参照）。

- (43) 金沢城調査研究所2008・2014『金沢城跡埋蔵文化財確認調査報告書』によれば、元和7年の本丸改修で、元和6年まで存在した本丸西堀（幅20[㍎]、深さ10[㍎]）の埋立、東の丸付段付近の虎口付替と石垣築造とともに、初期金沢城の本丸を西北部に向かって大きく拡張し、西北丸つまり現存の本丸曲輪が造成されたと推定する。かなり大きな改修といえ、金沢城3期石垣の多くがこのとき造成されたのであろう。元和6年以前の本丸・東ノ丸縄張の全容は完全に解明されていないが、発掘所見から奥向建物は本丸附段側（西側）にあった可能性が高くなった。なお本丸西側（元和以前の奥向側）に表御殿を移動させたのは寛永8年火災以後の改変で、西北丸での大規模な盛土造成は元和末期の工事とみられる。こうした元和末期の造成の動きは、元和7年の城郭修補願と願絵図に依拠したと推認される「主図合結記」系慶長図の本丸付近と一致する所が多い。現在の東ノ丸・本丸を区分した縄張は、元和7年の改修で立ち現れたとみて間違いなからう。また寛永8年大火後の城再建事業で、二の丸の東側に盛土拡張を行い三の丸との境に位置する曲尺折れ型の内堀が造成されたことも、平成9～11年の復元整備に伴う発掘調査で明らかとなり、万治・寛文期の金沢城二・三の丸の縄張景観は、寛永8年の修築工事で成立したことも明確になった（金沢城調査研究所2011・2012『金沢城跡—二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓—』『同左』）。
- (44) 新谷九郎1936「加賀藩における集権的封建制の確立」『社会経済史学』6巻2号、坂井誠一1978『加賀藩改作法の研究』清文堂出版。
- (45) 藤井譲治2002「大名城郭普請許可制について」『幕藩領主の権力構造』岩波書店（初出1990年）、白峰旬1998『日本近世城郭史の研究』校倉書房。
- (46) 「慶長以来定書」「万治已前定書」『加賀藩史料』2編。
- (47) 拙稿2007「近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程」の第1表、拙稿2010、『よみがえる金沢城2』4章（126・7頁）。
- (48) 後藤彦三郎著「文禄年中以来等之旧記」（前掲『金沢城石垣構築技術史料』・『金沢城郭史料』収録）に元和6年大坂城石垣孕み出しの逸話を載せる。朝尾直弘が紹介した「元和六年案紙」によれば藤堂高虎は北国衆の石垣技術は「巧者」ではないと認識していた（白峰旬「公儀普請における諸大名の石材調達と石垣構築技術」『金沢城研究』9号）。なお「文禄年中以来等之旧記」の「往古御普請大奉行名前」の見出以下に、普請奉行として篠原出羽守・菊池十六郎・青山織部・青山将監・小幡宮内など11名を掲げるが、小幡宮内は寛文期の年寄衆で金沢城代を勤めた人物で、篠原出羽は前述の通り文禄元年の本丸高石垣造営の奉行であった。これらを普請大奉行とみなした根拠が不明であり、金沢城代や臨時の普請惣奉行などをランダムに掲げたものといえ、ここで問題にする常設機関である普請会所の長たる普請奉行とは異質な存在であった。また「御普請奉行起本」に挙げた宮崎太左衛門に「慶長元年十一月被仰付、役料式百石と御座候、慶安元年死ス」と注記するが「諸頭系譜」は宮崎の在職時期は慶安元年～延宝元年とするので、これも採用できない。
- (49) 「国初遺文」加越能文庫（『金沢市史』資料編6）、「慶長以来定書」所蔵不明（『加賀藩史料』2編）。なお、「天正十一～慶長三年 町奉行歴代帳」金沢市立玉川図書館蔵（『金沢市史』資料編6）も参考になる。
- (50) 山口啓二1963「藩体制の成立」『岩波講座日本歴史（近世2）』岩波書店、拙著2000『織豊期検地と石高の研究』桂書房3章。
- (51) 元和元年の大坂陣終了後に本多政重・横山長知の両年寄が3代利常を補佐する体制が固まり、以後重要施策が本多・横山両年寄連署状で申し渡され、正保年間までの藩政の基礎固めに貢献したことは周知の通りである（拙稿2007「横山長知と藩年寄衆の成立」金沢城調査研究所編『金沢城代と横山家文書の研究』ほか）。
- (52) 「国初遺文」加越能文庫（『金沢城普請作事史料2』収録）。『加賀藩史料』2編は所蔵不明の「慶長以来定書」から収録する。掲出にあたり「二」「而」「者」などの助詞は平仮名にして表記した。
- (53) 「諸頭系譜」によれば近藤は万治から普請奉行を勤める。別所は大坂城公儀普請の2期3期において藩を代表して出役した普請奉行で「下奉行」として公儀普請の記録に登場する（表1参照）。
- (54) 慶安元年6月25日「普請役定13カ条」（『典制彙纂』『藩法集4 金沢藩』創文社）の1条目に、3月1日から

11月晦日迄の間は「御普請三步役」の原則通り家中役人の徴発を行い、それでも不足する時は追加増人を普請奉行から触れると定める。ここから慶安元年までの家中普請役は千石3人の役小者提供の原則で実施されていることがわかり、周知の万治3年6月1日付「普請役定」（「御定書」『加賀藩史料』3・『加賀藩御定書』前編・『金沢城普請作事史料1』収録）でようやく千石3人役のうち2人役が銀役代納となったことがわかる。

- (55) 大日本古記録『梅津政景日記』寛永8年5月28日条に、金沢城焼失後の建物再建のため加賀藩から派遣された2人の材木買付藩士（三田村庄兵衛・副田権左衛門）が秋田藩家老の梅津氏のもとを訪問し、秋田杉の買付の便宜を依頼し供応をうけた。用件が終わると弘前方面に移動したと記す。
- (56) 郡役による城普請・作事用材調達への対応については、拙著2008の3章・5章で元和・寛永期の砺波郡、能登奥郡の事例を紹介し考察する。
- (57) 金沢城調査研究所編2012『城郭石垣の技術と組織』。拙稿2012「文化財石垣への関心と石垣技術史の最前線」『地方史研究』358号でその成果を要約し紹介した。
- (58) 滝川重徳2012「金沢城石垣の変遷と特徴」前掲『城郭石垣の技術と組織』
- (59) 前掲岡本1970・前掲村川1970・前掲岡田保造1978・前掲藤井重夫1982、前掲1982『大坂城の諸研究』など。
- (60) 白峰旬2003『豊臣の城・徳川の城』校倉書房、北野博司2012・2013「大坂城再築における石垣普請の組織と技術」など。
- (61) 周知の通り大坂陣で豊臣家を滅ぼしたあと2代将軍秀忠は、大坂城を接収し諸大名のべ64人を動員し、大坂城再築の公儀普請を遂行した。元和6年・寛永元年・寛永5年と三回に分けて実施した再築普請に、加賀藩前田家（領知高119万石）は3回とも参加し、毎回大名組の筆頭として主導的役割を果たした。動員された64大名のなかで前田家の担当丁場は最も広く、大坂城石垣の立面積のおよそ4分1は前田家によって施工された（前掲岡田保造1978、木越前掲2012a）。
- (62) 加越能文庫蔵。金沢城調査研究所2008『石垣技術史料』に全文を翻刻し収録するので史料引用は略した。なお大坂普請史料一覧（表2）のうち2点の原本は本多蔵品館に所蔵され以前、館長のご厚意で拝見させていただいた。
- (63) 課税基準となる本多組全体の知行高合計は、表3の個々の算用帳簿のなかでは同一数値を示さず、ばらつきがあったが（6万2170石～6万1922石）、おおむね6万2千石前後とみて大過ない。本多家5万石に数千石の人持衆が数名加わり、約6万2千石で1つの割普請組織を形成したと理解できる。なお632人の中に「穴生仁左衛門」という石垣技術者や「小頭四人」が含まれ、彼らの飯米等の単価は少し高く設定された。また本多組6万2千石のうち本多家5万石と本多氏以外の1万2千石で異なる基準で負担するケースもあり、単純に掛け算をした数値とは若干齟齬が出る。
- (64) 「江府天守台修築日記」（加越能文庫蔵、金沢城調査研究所編2012『城郭石垣の技術と組織』に翻刻文収録）の冒頭で総費用を藩全体でどう負担したか割符原則を記す。なおこの史料の翻刻紹介は、すでに北垣聡一郎氏や見瀬和雄氏（『富山工業高等専門学校紀要』22号、1988年）によってなされている。
- (65) 北垣2003「万治元年江戸城天守台普請の原風景」『金沢城研究』1号、拙稿1996「江戸天守台普請に動員された百姓たち」『北陸史学』45号（拙著2008再録）。
- (66) 前掲 注（64）。
- (67) 寛永11年および寛文4年印知での前田領（利常隠居領含む）の朱印高は102万石（拙著2000『織豊期検地と石高の研究』）であり、万治元年の公儀役も102万石が高割基準となったが、普請役免除が39万石分あり63万石分について役銀負担をさせられた。
- (68) 前掲新谷九郎1936・坂井誠一1978、若林喜三郎1970『加賀藩農政史の研究』上巻（吉川弘文館）など。
- (69) 横田冬彦1980「近世初期城郭における作事編成」『日本史研究』213号、同1981「幕藩制の職人編成の成立—幕府大工頭中井家の工匠編成をめぐって—」『日本史研究』227号。